

令和3年度 試験問題 (午後の部)

注 意

(1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題裏表紙の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。

(2) 試験時間は、3 時間です。

(3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1 問から第 35 問まで)と記述式問題(第 36 問及び第 37 問)から成り、配点は、多肢択一式が 105 点満点、記述式が 70 点満点です。

(4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄の正解と思われるものの番号の枠内をマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法でマークしてください。解答欄へのマークは、各問につき 1 か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合、消しゴムで完全に消してから、マークし直してください。答案用紙への記入に当たっては、鉛筆のマークは E・B を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び鉛筆を使用していない解答は、無効とします。

&

(5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への記入に当たっては、黒インクの万年筆又はボールペン(ただし、インクが消えるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記述した解答及び消しゴム、ボールペン以外の筆記具(鉛筆等)によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。

また、答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線)を越えて筆記をした場合は、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

(6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)。

(7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。また、書き損じても、補充しません。

(8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。

(9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。

(10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。

(11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

TAC/Wセミナー 専任講師
渋谷校・新宿校 姫野 寛之
梅田校 中山 慶一

司法書士試験の水準については、平成14年改正法により憲法に関する知識が対象とされたことのほかは、基本的に変わらない。 小林昭彦・河合芳光著「注釈 司法書士法」128頁)

1 本試験分析セミナーの目的

本試験分析セミナーは、「令和3年度本試験分析&令和4年度本試験攻略法」をテーマとして、令和3年度司法書士試験の分析と令和4年度司法書士試験の対策と行うことを目的とする。

【各年度の基準点と合格点】

年度	基準点				合格点(基準点との差)
	午前の部	午後の部	記述式	合 計	
H14	81(27 問)	75(25 問)	32.5	188.5	206.0(17.5)
H15	84(28 問)	72(24 問)	36.0	192.0	208.5(16.5)
H16	78(26 問)	72(24 問)	31.5	181.5	197.0(15.5)
H17	87(29 問)	78(26 問)	25.5	190.5	203.5(13.0)
H18	81(27 問)	75(25 問)	31.5	187.5	202.5(15.0)
H19	84(28 問)	84(28 問)	30.0	198.0	211.5(13.5)
H20	84(28 問)	78(26 問)	19.5	181.5	189.5(8.0)
H21	87(29 問)	75(25 問)	41.0	203.0	221.0(18.0)
H22	81(27 問)	75(25 問)	37.5	193.5	212.5(19.0)
H23	78(26 問)	72(24 問)	39.5	189.5	207.5(18.0)
H24	84(28 問)	78(26 問)	38.0	200.0	215.0(15.0)
H25	84(28 問)	81(27 問)	39.0	204.0	221.5(17.5)
H26	78(26 問)	72(24 問)	37.5	187.5	207.0(19.5)
H27	90(30 問)	72(24 問)	36.5	198.5	218.0(19.5)
H28	75(25 問)	72(24 問)	30.5	177.5	200.5(23.0)
H29	75(25 問)	72(24 問)	34.0	181.0	207.0(26.0)
H30	78(26 問)	72(24 問)	37.0	187.0	212.5(25.5)
H31	75(25 問)	66(22 問)	32.5	173.5	197.0(23.5)
R2	75(25 問)	72(24 問)	32.0	179.0	205.5(26.5)

* 記述式問題の配点は、H14～H20 が 52 点、H21～が 70 点である。このことから、H14～H20 までの満点は 262 点、H21～の満点は 280 点となる。

[参考]

① 記述式問題の基準点 (H14以降)

	基準点／満点	満点に対する得点率
H14	32.5／52	62.5%
H15	36.0／52	69.2%
H16	31.5／52	60.6%
H17	25.5／52	49.0%
H18	31.5／52	60.6%
H19	30.0／52	57.7%
H20	19.5／52	37.5%
H21	41.0／70	58.6%
H22	37.5／70	53.5%
H23	39.5／70 平均点：39.22	56.4%
H24	38.0／70 平均点：37.61	54.2%
H25	39.0／70 平均点：38.69	55.7%
H26	37.5／70 平均点：37.18	53.5%
H27	36.5／70 平均点：36.16	52.1%
H28	30.5／70 平均点：30.05	43.5%
H29	34.0／70 平均点：33.72	48.5%
H30	37.0／70 平均点：36.91	52.8%
H31	32.5／70 平均点：32.13	46.4%
R2	32.0／70 平均点：31.74	45.7%

② 合格者数等

	出願者数	受験者数 ※	択一式基準点突破者数			記述式基準点突破者数	筆記試験合格者数
			午前	午後	両方		
H23	31,228	25,696	3,706	4,028	2,320	1,220	879
H24	29,379	24,048	2,992	4,101	2,169	1,145	841
H25	27,400	22,494	3,077	3,966	2,177	1,152	794
H26	24,538	20,130	2,525	4,759	2,033	1,065	762
H27	21,754	17,920	3,303	3,339	2,251	1,211	706
H28	20,360	16,725	3,114	3,960	2,280	1,150	659
H29	18,831	15,440	3,069	3,139	2,179	1,143	632
H30	17,668	14,387	2,897	3,461	2,135	1,160	620
H31	16,811	13,683	3,030	2,817	2,006	1,022	606
R2	14,431	11,494	3,643	2,234	1,952	999	593
R3	14,988						

※ 「受験者数」とは、午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。

③ 直近8回の司法書士試験の合格点等の分析

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
①	択一式問題の基準点の突破率 [出願者基準 (受験者数基準)]	7.9 (9.6)	8.2 (10)	10 (12)	11 (13)	11 (14)	12 (14.8)	12 (14.6)	13.5 (16.9)
②	筆記試験の合格率 [出願者基準 (受験者数基準)]	2.8 (3.5)	3.1 (3.7)	3.2 (3.9)	3.2 (3.9)	3.3 (4.0)	3.5 (4.3)	3.6 (4.4)	4.1 (5.1)
③	択一式問題の基準点に達したが、 記述式問題の基準点に達しなかった人数	1025	968	1040	1130	1036	975	984	953
④	択一式問題の基準点及び記述式問題の基準点を通過したが、筆記試験合格点に達しなかった人数	358	303	505	491	511	540	416	406
⑤	総合得点が筆記試験合格点以上であったが、不合格であった人数	71	95	50	65	77	66	82	62

* ①②は％，③④⑤は人数である。

2 令和3年度司法書士試験のデータ

(1) 午前の部

		憲(3)			民(20)			刑(3)			会社・商(9)			合計(35)		
		3	2	31	3	2	31	3	2	31	3	2	31	3	2	31
形式	組合せ	3	3	3	20	20	17	3	3	3	8	9	8	34	35	31
	単純正誤	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	1	1	0	4
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内容	知識	3	3	2	20	20	20	3	3	3	9	9	9	35	35	34
	推論	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
特殊	計算	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	判例趣旨	3	3	2	13	11	14	3	3	3	1	0	2	20	17	21
	対話	1	0	0	1	4	2	0	0	0	0	0	0	2	4	2

(2) 午後の部(択一式問題)

		民訴等(7)			司書・供託(4)			不登(16)			商登(8)			合計(35)		
		3	2	31	3	2	31	3	2	31	3	2	31	3	2	31
形式	組合せ	7	7	7	4	4	4	15	15	16	8	7	8	34	33	35
	単純正誤	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	2	0
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内容	知識	7	7	7	4	4	4	16	16	16	8	8	8	35	35	35
	推論	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特殊	表形式等	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1	1	0	4	2	1
	登記記録	-	-	-	-	-	-	2	※	2	0	0	0	2	0	2
	判例趣旨	2	3	3	0	1	0	0	3	1	0	0	0	2	7	4
	対話	0	1	1	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	3	2

※ 第18問は、登記記録問題と捉えると、「1」となる。

(3) 過去問の知識のみで正解できる問題数

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
午 前 の 部	憲 法 (3)	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1
	民 法 (2 0)	12	14	7	14	10	16	15	13	12	13
	刑 法 (3)	1	0	1	3	1	3	2	1	1	3
	会社法等(9)	0	1	1	3	0	2	1	0	1	1
	合 計	13	16	9	21	11	21	18	14	15	18
午 後 の 部	民 訴 法 (5)	3	0	3	5	2	3	2	2	2	3
	民 保 法 (1)	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
	民 執 法 (1)	0	0	0	1	1	1	1	0	1	1
	司 書 法 (1)	0	1	1	1	0	1	1	0	1	1
	供 託 法 (3)	1	2	2	3	2	2	3	3	3	3
	不 登 法 (1 6)	10	11	7	8	7	11	8	9	11	5
	商 登 法 (8)	1	1	4	3	3	1	4	2	2	2
	合 計	16	16	18	22	15	20	20	17	21	16

[参考]

同一の正解番号の連続

- ① 平成30年度午後の部第1問から第4問まで：正解番号2が4問連続
- ② 平成30年度午後の部第23問から第27問まで：正解番号4が5問連続
- ③ 平成17年度午後の部第1問から第4問まで：正解番号2が4問連続
- ④ 平成19年度午前の部第25問から第28問まで：正解番号2が4問連続
- ⑤ 平成25年度午前の部第20問から第24問まで：正解番号2が5問連続

* 令和3年度においては、同一の正解番号が3個連続する部分が全くなかった。

3 科目ごとの出題実績、出題傾向と対策等

(前注) 問題番号が囲まれているものは、過去問の知識のみで正解を導くことができる問題である。

(1) 憲 法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1	H22-2-オ	H27-1-ウ			H27-1-イ
	2			H23-1		H24-1-エ
	3		H27-2-ア	後段：H27-2-イ		

② 出題傾向

a 典型論点を題材とする推論問題

cf. H31-3, H29 における設問レベルの推論問題 (H29-2-ウ, H29-3-エ, H29-3-オ)

b 判例を題材とする問題

R3-1 (思想・良心の自由, 信教の自由), R3-2 (経済的自由), R3-3 (内閣)

出題事項	出題実績及びその内容
結論の 前提事項	R3-1-ウ (政教分離規定の意義), R3-2-ウ (海外渡航の自由), R3-2-オ (憲法 29 条 3 項の保障を要する場合), R2-2-ア (「淫行」の意義), R2-2-オ (憲法 31 条と行政手続), H30-1-ア (少年法 61 条に違反する推知報道かどうか), H27-3-⑥ (法律の範囲内といえるかどうかの判断基準), H26-1-ア (税関検査事件：検閲の意義), H25-1-ア (八幡製鉄事件：個人と法人の政治資金の寄付との差異), H24-1-ア (森林法共有林事件：財産権の保障の意義), H22-2-ア (津地鎮祭事件：政教分離の意義), H22-2-ウ (津地鎮祭事件：「宗教的活動」の意義), H22-2-エ (箕面忠魂碑事件：「宗教上の組織もしくは団体」の意義)
合憲性 判断基準	R3-2-ア (厳格な合理性の基準), R3-2-イ (明白の原則), R2-1-ウ (レベタ事件), R2-1-エ (泉佐野市民会館事件), H29-1 (公衆浴場法距離制限事件, 酒類販売免許制事件), H28-1-イ (外務省秘密電文漏洩事件), H28-1-エ (日本テレビ事件), H28-1-オ (NHK 記者証言拒絶事件), H25-1-ウ (猿払事件), H25-1-オ (未決拘禁者の喫煙禁止), H24-1-イ (森林法共有林事件), H23-1-オ (帆足計事件)
結 論	上記以外の問題・設問

c 空欄語句挿入問題の出題

cf. H30-3 (条例制定権), H29-1 (職業選択の自由に対する規制の合憲性判断の手法), H27-3 (地方自治の本旨), H24-2 (立法権と行政権の関係), H22-1 (法の下での平等), H22-3 (地方自治), H21-2 (外国人の人権), H19-1 (人権の私人間効力)

d 未出分野からの出題

cf. R2-2 (法定の手続の保障等), H29-1 (職業選択の自由に対する規制の合憲性判断の手法), H28-1 (取材の自由), H28-2 (主権の概念), H26-1 (検閲), H24-1 (財産権), H23-1 (海外渡航の自由), H22-3 (地方自治)

③ 対 策

a 典型論点を題材とする推論問題への対策

「典型論点」には, 既出論点も含まれる (H23-2 と H17-3 (内閣の法律案提出権), H19-1 と H15-2 (人権の私人間効力))。

b 基本的事項の網羅

c 重要判例の理論及び結論の理解と暗記

④ 特別検討事項

【公権力側敗訴判例アプローチ】

その結論を合憲とする（＝公権力側（国，地方公共団体，大企業等の団体が勝訴する）判例が多いことを正誤の判断に応用する手法

具体的には，次の処理を行う。

① 「～は，憲法第○条に違反する。」「～違法である。」「～許されない」趣旨の設問は，誤っている設問である可能性が②よりは高いため，法令違憲判決 10 件であるかを確認し，暗記している公権力側敗訴判例で処理する。

② 「～は，憲法第○条に違反しない。」「～適法である。」「～許される。」趣旨の設問は，正しい設問である可能性が①よりは高いため，最初は検討しないでおく。

（参考）

* 法令違憲判決 10 件

- (a) 尊属殺重罰規定違憲判決（最大判昭 48.4.4）
- (b) 薬事法距離制限事件（最大判昭 50.4.30）
- (c) 衆議院議員定数配分規定違憲判決（最大判昭 51.4.14，最大判昭 60.7.17）
- (d) 森林法分割制限規定違憲判決（最大判昭 62.4.22）
- (e) 郵便法免責規定違憲判決（最大判平 14.9.11）
- (f) 在外選挙権制限規定違憲判決（最大判平 17.9.14）
- (g) 国籍法規定違憲判決（最大判平 20.6.4）
- (h) 非嫡出子相続分規定違憲決定（最大決平 25.9.4）
- (i) 再婚禁止期間事件（最大判平 27.12.16）

【R3-1】

思想・良心の自由又は信教の自由に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

正解：3

ア 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした宗教法人に対し、裁判所が解散を命ずることは、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わせしめ、信者の宗教上の行為を法的に制約するものとして、信教の自由を保障する憲法第20条第1項に違背する。

イ 公立学校において、学生の信仰を調査詮索し、宗教を序列化して別段の取扱いをすることは許されないが、学生が信仰を理由に剣道実技の履修を拒否する場合に、学校が、その理由の可否を判断するため、単なる怠学のための口実であるか、当事者の説明する宗教上の信条と履修拒否との合理的関連性が認められるかどうかを確認する程度の調査をすることは、公教育の宗教的中立性に反するとはいえない。

ウ 憲法第20条第3項の政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、私人に対して信教の自由そのものを直接保障するものではないから、この規定に違反する国又はその機関の宗教的活動も、それが同条第1項前段に違反して私人の信教の自由を制限し、あるいは同条第2項に違反して私人に対し宗教上の行為等への参加を強制するなど、憲法が保障している信教の自由を直接侵害するに至らない限り、私人に対する関係で当然には違法と評価されるものではない。

エ 企業が、労働者の採否を決定するに当たり、労働者の思想、信条を調査し、労働者からこれに関連する事項についての申告を求めることは、労働者の思想、信条の自由を侵害する行為として直ちに違法となる。

オ 裁判所が、名誉毀損の加害者に対し、事態の真相を告白し陳謝の意を表明する内容の謝罪広告を新聞紙に掲載するよう命ずることは、加害者の意思決定の自由ないし良心の自由を不当に制限するものとして許されない。

(参考)

憲法

第20条 (略)

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

【R2-1】

表現の自由に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

正解：3

ア 公務員及びその家族が私的生活を営む場所である集合住宅の共用部分及び敷地に管理権者の意思に反して立ち入ることは、それが政治的意見を記載したビラの配布という表現の自由の行使のためであっても許されず、当該立入り行為を刑法上の罪に問うことは、憲法第21条第1項に違反するものではない。

イ 著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書について、自動販売機への収納を禁止し、処罰する条例の規制は、成人に対する関係では、表現の自由に対する必要やむを得ない制約とはいえないものとして、憲法第21条第1項に違反する。

ウ 様々な意見、知識、情報に接し、これを摂取することを補助するためにする筆記行為の自由は、憲法第21条第1項の規定によって直接保障されている表現の自由そのものとは異なるものであるから、その制限又は禁止には、表現の自由に制約を加える場合に一般に必要なとされる厳格な基準が要求されるものではない。

エ 集会の用に供される公共施設につき、公の秩序を乱すおそれがある場合には使用を許可してはならないとする条例の規制は、「公の秩序を乱すおそれがある場合」について、集会の自由を保障することの重要性よりも、集会の開催により人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解釈し、その危険の程度としては、明らかな差し迫った危険が発生することが具体的に予見されることが必要であると解する限り、憲法第21条第1項に違反するものではない。

オ 一定の記事を掲載した雑誌その他の出版物の印刷、製本、販売、頒布等の仮処分による事前差止めは、憲法第21条第2項前段が絶対的に禁止する検閲に該当するものであり、許されない。

(参考)

憲法

第21条 (略)

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

【R2-2】

法定の手続の保障等に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

正解：4

ア 「何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつの行為をしてはならない。」とし、その違反者に対して刑罰を科す条例について、「淫行」の意義を青少年に対する性行為一般をいうものと解釈することは、通常の判断能力を有する一般人の理解に適うものであり、処罰の範囲が不当に広過ぎるとも不明確であるともいえないから、この条例は憲法第31条に違反しない。

イ 被告人以外の第三者の所有物の没収は、被告人に対する付加刑として言い渡され、その刑事処分の効果が第三者に及ぶものであるから、当該第三者についても告知、弁解、防御の機会を与えることが必要であり、その機会なくして第三者の所有物を没収することは、適正な法律手続によらないで財産権を侵害する制裁を科することにほかならないから、憲法第31条に違反する。

ウ 刑事裁判において、証人尋問に要する費用、すなわち証人の旅費、日当等は、全て国家がこれを支給すべきものであり、刑の言渡しを受けた被告人に訴訟費用としてその全部又は一部を負担させることは、憲法第37条第2項に違反する。

エ 個々の刑事事件について、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害せられたと認められる異常な事態が生じた場合には、裁判の遅延から被告人を救済する方法を具体的に定める法律が存在しなくても、憲法第37条第1項に基づいて、その審理を打ち切ることが認められる。

オ 憲法第31条の定める法定手続の保障は、刑事手続に関するものであるから、行政手続は、同条による保障の枠外にある。

(参考)

憲法

第31条 (略)

第37条 (略)

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

(2) 民法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	4	H15-4-ア	R2-21-イ			H25-4-ア
	5	H30-4-エ	H23-5-エ	H26-4		
	6			S61-4-4		H11-2-ア
	7	H29-8-オ		H1-5-3		
	8	H4-10-ウ	H21-9-オ	H23-8-ア	H28-7-ア	
	9	H22-8-ウ		H29-9-ウ		H23-9-ア
	10	H28-10-5	H26-10-エ	S57-18-2	H26-10-オ	
	11	H29-18-オ	H26-11-ウ	H25-12-1		H29-11-ウ
	12	H29-11-エ		S61-6-4	H24-12-オ	H19-13-イ
	13	H30-14-オ		H23-13-オ	H29-pm14-エ	H26-12-オ
	14	H25-15-ウ	H29-14-イ	H2-13-3	H29-14-エ	H27-14-ウ
	15	H29-15-オ	H29-15-エ	H28-15-オ	H27-15-イ	H11-9-エ
	16	H25-17-ウ		H18-17-オ		
	17		H28-19-ア	H5-6-ウ		H24-16-2
	18	S60-2-3		S58-3-5		H20-5-イ
	19		H28-18-ウ			
	20	H3-12-3		H22-20-ア	H5-19-ウ	
	21	H25-21-オ	H4-pm18-5	H19-21-エ	H26-21-オ	H28-21-イ
	22	H28-22-2				
	23			H22-22-ウ		H8-22-オ

② 出題傾向

a 同一の論点を題材とする推論問題の出題

差押えと相殺	H20-19, H16-18, H12-5
表見代理と無権代理	H17-5, H10-2
物権的請求権の内容	H18-9, H3-7
絶対的構成と相対的構成	H20-4, H12-4
遺産分割と登記	H21-8, H10-13
盗品等の所有権の帰属	H21-10, H7-10
抵当権の効力が及ぶ範囲	H21-13, H14-5
転賃の法律構成	H22-14, H3-17
取消しと登記	H23-7, H13-5
不動産の仮差押えによる時効中断の効力	H25-6, H12-2

b 判例趣旨問題の出題

【R3-7-才】

Aの所有する甲土地にBがCから購入した乙自動車にAが無断で放置されている場合において、B C間の売買契約上、Bの代金残債務の担保として乙自動車の所有権はCに留保される旨及びBが期限の利益を喪失して残債務の弁済期が経過したときはCはBから乙自動車の引渡しを受け、これを売却してその代金を残債務の弁済に充てることができる旨の合意がされており、Bが期限の利益を喪失してその残債務の弁済期が経過したときは、Aは、Cに対し、甲土地の所有権に基づき、乙自動車の撤去を請求することができる。

○
最判平 21.3.10

【R3-8-才】

Aが、倉庫に寄託中のA所有の動産甲を、約定日時までに代金を支払わないときは契約が失効する旨の解除条件付きでBに売却した場合には、Bは、売買契約が締結された時点で動産甲の所有権を当然に取得する。

×
最判昭 35.3.22

【R3-10-オ】

Aが所有する甲土地を承役地とし、Bが所有する乙土地を要役地とする通行地役権が設定されたが、その登記がされない間にCが甲土地に抵当権の設定を受け、その旨の登記がされた場合には、抵当権設定時に、Bが甲土地を継続的に通路として使用していることが客観的に明らかであり、Cがこれを認識していたとしても、抵当権の実行により当該通行地役権は消滅する。

×
最判平 25.2.26

【R3-17-ア】

時効によって債権が消滅した場合において、その消滅時効期間が経過する以前にその債権の債務者が債権者に対する反対債権を有していたときは、その消滅時効期間が経過する以前に反対債権の弁済期が現実到来していたかどうかにかかわらず、時効によって消滅した債権の債権者は、その債権を自動債権とし、その反対債権を受働債権として、相殺をすることができる。

×
最判平 25.2.28

【R3-22-ウ】

Aを被相続人、Aの子であるB及びCのみを相続人とする相続に関して、Aを債権者とする普通預金債権について、B及びCは、Aの相続開始により、各相続分に応じて分割された同債権をそれぞれ取得することではなく、同債権は、遺産分割の対象となる。

○
最大決平 28.12.19

c 対話問題の出題数の変化

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
5	4	5	7	1	1	3	3	2	0	1	2	4	1

d 既出知識の出題

前記①参照

e 改正事項の出題

R3-5（錯誤）、R3-6（消滅時効）、R3-16（弁済）、R3-17（相殺）、R3-18（売買）、R3-19（賃貸借）、R3-23（遺言執行者）

cf. R2-7-7（詐欺による取消し前の第三者の要件）、R2-16（保証人に対する情報提供義務）、R2-17（定型約款）、R2-18（解約手付）、R2-19（消費貸借契約）

f 計算問題の出題

H13-13	共同抵当：配当額	H24-14	共同抵当：配当額
H14-9	抵当権の処分：配当額	H24-23	相続分
H15-18	連帯債務：債務額	H25-16	連帯債務：債務額
H15-24	相続分	H25-22	相続分
H16-22	遺留分：遺留分額等	H28-14	共同抵当
H20-16	共同抵当：配当額	H29-12	抵当権の処分：配当額
H20-24	遺留分：遺留分額等	H29-23	遺留分：遺留分額等
H22-13	抵当権の処分：配当額	H31-23	相続分

③ 対 策

a 正確な知識（複雑な事例問題，単純正誤問題及び個数問題への対処）

b 過去問演習と分析

[筆記試験問題の公開について（平成11年4月法務省民事局）]

法務省では，平成11年度から，司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について，受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は，多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが，特に多肢択一式選択問題については，その性質上，過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと，また，公開すれば，過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰め込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから，従来，非公開としてきましたが，受験者からの要望などを踏まえて，司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成11年度から公開することとしたものです。なお，試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

【H31-19】

民法第714条第1項所定の法定の監督義務者の責任に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 不法行為をした未成年者が責任を弁識する知能を備えている場合であっても、その未成年者の監督義務者が監督義務を果たさなかったことと損害との間に相当因果関係が認められるときは、監督義務者は民法第714条第1項に基づく責任を負う。

イ 責任を弁識する知能を備えていない未成年者の行為により火災が発生した場合には、失火ノ責任ニ関スル法律にいう「重大ナル過失」の有無は未成年者の監督義務者の監督について考慮され、監督義務者は、その監督について重大な過失がなかったときは、当該火災により生じた損害を賠償する責任を免れる。

ウ 民法第714条第1項所定の法定の監督義務者に当たらない者であっても、責任無能力者との身分関係等に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、法定の監督義務者に準ずべき者として、同項が類推適用される。

エ 責任を弁識する知能を備えていない未成年者が、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合には、その親権者は、当該行為について具体的に予見することができなかつたときであっても、当該行為から生じた損害について、民法第714条第1項に基づく責任を負う。

オ 夫婦の一方が認知症により責任を弁識する能力を有しないときは、同居する配偶者は、民法第714条第1項所定の法定の監督義務者に当たる。

(参考) (略)

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

正解：3

【ア】 誤 責任能力を有する未成年者がした不法行為については、その監督義務者は、損害賠償責任を負わない【H3-6-1】。

【イ】 正 責任を弁識する能力のない未成年者の行為によって火災が発生した場合において、未成年者自身に重大な過失と評価することができる事情があったとしても、その監督について重大な過失がなかったときは、監督者は、火災により生じた損害を賠償する責任を負わない【H16-20-エ】。

c 既出及び未出の判例の理解と暗記

後掲＜民法の重要判例（平成25年1月～現在）＞参照

④ 特別検討事項

a 複雑な事例問題

近年は、時効を題材とする複雑な事例問題が出題されることが多い（H30-15, H29-6, H28-6, H26-6, H25-6）。

b 不動産の物権変動

H14	全般	H24	全般
H15	—	H25	相続関係と登記
H16	全般(詐欺, 遺言)	H26	取得時効
H17	全般(取消し, 解除等)	H27	取消し及び解除等
H18	取得時効	H28	全般
H19	二重譲渡	H29	全般
H20	全般(詐欺, 相続等)	H30	—
H21	遺産分割	H31	全般
H22	解除	R2	全般
H23	取消し	R3	全般

c 用益権

H18	賃借権, 地上権	H26	地上権, 永小作権, 地役権
H19	—	H27	地役権
H20	地役権	H28	地上権
H21	(通行)地役権	H29	地上権, 地役権
H22	地上権, 永小作権, 賃借権	H30	地役権
H23	地役権	H31	—
H24	地上権, 地役権	R2	— cf. R2-9: 相隣関係
H25	地上権, 賃借権	R3	地上権又は地役権

d 物上代位

H12-14	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡(推論問題)
H15-15	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(推論問題)
H17-14-イ	抵当権者自身による差押えの要否
H17-14-ウ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H18-15-イ・ウ	動産売買の先取特権に基づく物上代位権の行使の可否
H18-16-ウ	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H19-15	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(推論問題)
H20-15	「差押え」の趣旨(推論問題)
H21-15-ウ	譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H23-13-オ	賃料債権に対する物上代位権の行使の時期
H23-13-エ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H23-13-ウ	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H24-13-オ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H24-11-エ	動産売買の先取特権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H25-12	物上代位に関する未出判例
H26-12-オ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H27-15-7	集合動産譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H28-12-ウ	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H28-12-オ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H29-18-ウ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H30-12-エ	動産売買の先取特権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H30-14-7	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H31-15-7	集合動産譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
R3-13-ウ	賃料債権に対する物上代位権の行使の時期
R3-13-オ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡

関連判例

一般債権者による債権の差押えの処分禁止効は差押命令の第三債務者への送達によって生ずるものであり、他方、抵当権者が抵当権を第三者に対抗するには抵当権設定登記を経由することが必要であるから、債権について一般債権者の差押えと抵当権者の物上代位権に基づく差押えが競合した場合には、両者の優劣は一般債権者の申立てによる差押命令の第三債務者への送達と抵当権設定登記の先後によって決せられ、その差押命令の第三債務者への送達が抵当権者の抵当権設定登記より先であれば、抵当権者は配当を受けることができない（最判平 10.3.26）。

e 法定地上権

H12-16, H16-16, H17-15, H21-14, H23-14, H25-14, H26-13, H28-13, H29-13

関連判例

- ① 所有者が土地及び地上建物に共同抵当権を設定した後に立て替えた新建物に土地の抵当権と同順位の共同抵当権を設定した場合であっても、新建物についての抵当権の被担保債権に優先する国税について執行裁判所に対し交付要求がされたときには、新建物のために法定地上権は成立しない（最判平 9.6.5）。
- ② 土地をA B C（B Cは、Aの妻子）が共有し、地上の建物をAが別の8名の共有者と共有していた事案について、B Cがその持分に基づく土地に対する使用収益権を事実上放棄し、Aの処分に委ねていたことなどにより法定地上権の成立をあらかじめ容認していたとみることができるような特段の事情がある場合でない限り、共有土地について法定地上権は成立しない（最判平 6.12.20）。

f 譲渡担保

H11-9	譲渡担保全般
H12-17	構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権と動産売買先取特権に基づいてされた動産競売の不許を求める第三者異議の訴え
H18-14	担保物権の通有性
H19-12-イ・ウ	後順位譲渡担保権者による私的実行，集合動産譲渡担保
H21-15	譲渡担保全般
H22-12-オ	清算金支払請求権と譲渡担保
H23-15	集合動産譲渡担保
H24-15	譲渡担保全般
H25-12-4	集合物譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H26-15	不動産を目的とする譲渡担保
H27-15	譲渡担保
H28-15	譲渡担保
H29-15	非典型担保（ただし，イ：代理受領）
H31-15	集合動産を目的とする集合物譲渡担保権
R2-15	債務者が設定した譲渡担保権
R3-15	譲渡担保権

関連判例

買戻特約付売買契約の形式が採られていても、目的不動産の占有の移転を伴わない契約は、特段の事情のない限り、債権担保の目的で締結されたものと推認され、その性質は譲渡担保契約である（最判平18.2.7）。

g 債権関係の改正

【R3-16】

次の対話は、弁済に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

正解：2

教授： 第三者による弁済について検討してみましょう。弁済をするについて正当な利益を有する第三者は、債権者の意思に反しても、弁済をすることはできますか。問題となっている債務が、その性質上第三者による弁済を許すものであり、当事者が第三者による弁済を禁止し、又は制限する旨の意思表示をしていないことを前提に考えてください。

学生：ア 弁済をするについて正当な利益を有する第三者は、債権者の意思に反しても、弁済をすることができます。

教授： では、弁済の方法について考えてみましょう。債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによって弁済をすることが許されている場合に、その方法によって弁済の効力が生ずるのは、どの時点ですか。

学生：イ 債権者が払込みがあった口座から金銭の払戻しを現実を受けた時点です。

教授： 次に、代物弁済について考えてみましょう。代物弁済の契約が締結された場合には、代物弁済の契約で定められた給付が現実になくても、弁済と同一の効力は生じますか。

学生：ウ 代物弁済の契約が締結されれば、代物弁済の契約で定められた給付が現実になくても、弁済と同一の効力は生じます。

教授： 弁済の時間について考えてみましょう。弁済をし、又は弁済の請求をすることができる取引時間の定めがあると認められるのは、どのような場合ですか。

学生：エ 債権者と債務者の合意によって取引時間を定めた場合に限り、弁済をし、又は弁済の請求をすることができる取引時間の定めがあると認められます。合意がないのに、このような取引時間の定めがあると認められることはありません。

教授： 最後に、弁済の充当について検討しましょう。債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合に、弁済として提供した給付が全ての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、その充当すべき債務を指定することができますか。いずれの債務も元本のみしか存在しないことと、弁済をする者と受領する者の間にその充当の順序に関する合意がないことを前提に考えてください。

学生：オ 弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができます。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

【R3-17】

相殺に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

正解：4

ア 時効によって債権が消滅した場合において、その消滅時効期間が経過する以前にその債権の債務者が債権者に対する反対債権を有していたときは、その消滅時効期間が経過する以前に反対債権の弁済期が現実到来していたかどうかにかかわらず、時効によって消滅した債権の債権者は、その債権を自動債権とし、その反対債権を受働債権として、相殺をすることができる。

イ 債務不履行に基づく損害賠償請求権を受働債権とする相殺は、その損害賠償請求権が人の生命又は身体の侵害によるものであっても、することができる。

ウ 債権が第三者に差し押さえられた場合において、被差押債権の債務者がその差押え前に被差押債権の債権者に対する反対債権を取得しており、その差押え後にその反対債権と被差押債権が相殺に適するようになったときは、その反対債権と被差押債権の弁済期の先後にかかわらず、被差押債権の債務者は、その反対債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができる。

エ 相殺は、双方の債務の履行地が異なるときであっても、することができる。

オ 債権につき、弁済期が到来していれば、その債権の債務者が同時履行の抗弁権を有していても、その債権の債権者は、その債権を自動債権として、相殺をすることができる。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

【R3-18】

売買に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

正解：4

ア 売買の目的物の引渡しについて期限があるときは、代金の支払についても同一の期限を付したものとみなされる。

イ 売主が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求するために、履行の追完の催告をすることを要しない。

ウ 売主が売買の目的物の引渡しを遅滞しているときは、買主に対して現実に目的物の引渡しがされていなくとも、売買の目的物から生じた果実は買主に帰属する。

エ 売主が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合であっても、売主の責めに帰すべき事由がないときは、買主は、その不適合を理由として、当該売買契約の解除をすることができない。

オ 売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合であっても、買主がその不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しなかったときは、売主がその引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときを除き、買主は、その不適合を理由として、損害賠償の請求をすることができない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

【古典的な出題手法の実績】

① 「みなす」と「推定する」：R3-am18-7, R3-pm4-7

② 疎明と証明：H27-pm2-4, H20-pm6-4

【R3-19】

賃貸借に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

正解：5

ア 契約により動産の賃貸借の存続期間を100年と定めたとしても、その期間は、50年となる。

イ 不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる。

ウ 賃貸人は、賃借人の責めに帰すべき事由によって修繕が必要となったときでも、賃貨物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。

エ 賃借人は、賃借物について賃貸人の負担に属する必要費を支出したときは、賃貸人に対して、直ちにその償還を請求することができる。

オ 賃借物の一部が滅失し、使用及び収益をすることができなくなった場合であっても、それが賃貸人の責めに帰すべき事由によるものでなければ、その賃料が減額されることはない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

h 親子関係

【H31-20】

実親子関係に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、どれか。

正解：3

- 1 嫡出否認の訴えは、子に親権を行う母がないときは、検察官を被告として提起しなければならない。
- 2 母と嫡出でない子との間の実親子関係は、母が認知をしなければ、生じない。
- 3 妻が、夫の死亡後に、冷凍保存されていた当該夫の精子を用いた人工生殖によって、子を懐胎し出産した場合には、当該夫と当該子との間に実親子関係は生じない。
- 4 ある女性が、別の女性の卵子を用いた生殖補助医療によって、子を懐胎し出産した場合には、当該卵子を提供した女性と当該子との間に実親子関係が生ずる。
- 5 妻が婚姻中に懐胎して婚姻中に子を出産した場合であっても、夫と当該子との間に生物学上の父子関係が認められないことがDNA型鑑定により明らかであるときは、当該子について嫡出の推定は及ばない。

関連判例

- ① 保存された男性の精子を用いて当該男性の死亡後に行われた人工生殖により女性が懐胎し出産した子と当該男性との間に、法律上の親子関係の形成は認められない（最判平 18.9.4）。【H31-20-3, H20-22】
- ② 女性が自己以外の女性の卵子を用いた生殖補助医療により子を懐胎し出産した場合においても、出生した子の母は、その子を懐胎し出産した女性であり、出生した子とその子を懐胎、出産していない女性との間には、その女性が卵子を提供していたとしても、母子関係の成立は認められない（最決平 19.3.23）。【H31-20-4】
- ③ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子は、妻との性的関係の結果もうけたものであり得なくとも、夫の子と推定される（最決平 25.12.10）。
- ④ 認知者は、民法 786 条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができ、この理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異ならない（最判平 26.1.14）【H30-21-エ】。
- ⑤ 夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、772 条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない（最判平 26.7.17）。【H31-20-5】
- ⑥ 夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、子が、現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、772 条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない（最判平 26.7.17）。【H31-20-5】

h 後見関係

H12-22（親権又は未成年者の後見）、H14-20（未成年後見人と成年後見人）、H22-21（未成年後見及び成年後見）、H27-21（成年後見）、H28-21-ウ、H29-21（未成年後見）

i 相続関係の改正

【R3-22】

Aを被相続人、Aの子であるB及びCのみを相続人とする遺贈又は相続に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

正解：5

ア B及びCは、遺産分割協議において、BがAの遺産である甲土地の所有権全部を取得することに合意したが、その後、Cが、第三者に対し、甲土地の2分の1の持分を売却した場合、Bは、当該第三者に対し、登記なくして甲土地の所有権全部の取得を対抗することができる。

イ Aを被保険者とする生命保険契約において、保険金の受取人がBとされていた場合に、その後、Aのした遺言において保険金の受取人をBからCに変更することは、Cに対する遺贈に当たる。

ウ Aを債権者とする普通預金債権について、B及びCは、Aの相続開始により、各相続分に応じて分割された同債権をそれぞれ取得することではなく、同債権は、遺産分割の対象となる。

エ Aが相続開始の時に有した債務の債権者は、遺言による相続分の指定がされた場合であっても、その指定された相続分に応じた債務の承継を承認しない限り、B及びCに対し、その法定相続分に応じてその権利を行使することができる。

オ Aの遺産である株式について、B及びCは、Aの相続開始により、2分の1ずつの割合で当該株式の持分を分割して取得することとなり、当該株式は、遺産分割の対象とはならない。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

【R3-23】

遺言執行者に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

正解：1

ア 特定の不動産を共同相続人以外の第三者に遺贈する旨の遺言がされた場合には、共同相続人らは、遺言執行者を被告として、遺言の無効を理由に、その不動産について共有持分権を有することの確認を求めることができる。

イ 遺産分割方法の指定として遺産に属する特定の不動産を共同相続人の1人に承継させる旨の遺言がされた場合には、遺言執行者は、単独で、当該遺言に基づいて被相続人から当該共同相続人の1人に対する所有権の移転の登記を申請することはできない。

ウ 特定の不動産の遺贈があった場合において、遺言執行者がいるにもかかわらず、遺贈の相手方でない相続人が当該不動産を第三者に売却し、かつ、当該第三者において遺言執行者がいることを知っていたときは、当該売却行為は無効となる。

エ 遺言執行者は、やむを得ない事由がある場合には、遺言者が遺言によって表示した意思に反しても、遺言執行者の責任で第三者にその任務を行わせることができる。

オ 遺言執行者が複数いる場合の各遺言執行者は、単独で、相続財産の保存に必要な行為をすることができる。

- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

(3) 刑 法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	24	H5-26-2	H26-24-イ	H23-24-7		H23-24-イ
	25				H22-25-7	H22-25-オ
	26		H19-27-エ		H3-28-イ	S56-28-5

② 出題傾向

a 判例趣旨問題の出題

b 財産罪の出題

H12	窃盗罪	H23	窃盗罪
H13	強盗罪	H24	—
H14	詐欺罪	H25	—
H15	不動産侵奪罪	H26	詐欺罪
H16	窃盗罪	H27	強盗罪
H17	恐喝罪	H28	窃盗罪
H18	詐欺罪	H29	横領罪等
H19	窃盗罪，盗品等に関する罪	H30	—
H20	窃盗罪，横領罪	H31	—
H21	詐欺罪	R2	詐欺罪
H22	強盗罪	R3	強盗罪，盗品等に関する罪

c 長期間隔論点の出題

R3-24（責任）

cf. R2-24（責任），H31-25（放火），H30-25（自首），H29-24（住居侵入罪等），H28-24（間接正犯），
H28-26（国家的法益に対する罪），H26-25（罪数），H25-24（因果関係），H24-26（放火罪），H23-
24（故意），H23-25（住居侵入罪等）

③ 対 策

a 事例問題への対策

b 過去に出題されたテーマに関する判例の理解と暗記

c 平成25年の一部改正(刑の一部の執行猶予制度の創設等)

平成28年6月1日施行

d 平成29年の一部改正(性犯罪規定)

平成29年7月13日施行

④ 特別検討事項

なし

(4) 会社法及び商法

① 出題実績（会社法の出題が開始された H18 以降の過去問に限る。）

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	27					(H26-27-オ)
	28					
	29		H23-29-ウ	H23-29-ア		H19-30-ア
	30					
	31		H28-31-ウ		H28-31-エ	
	32					
	33	H24-33-ア	H19-34-オ	H29-33-エ	(H23-34-エ)	
	34					
	35					

※ 第 29 問は、1～5 である。

② 出題傾向

a 頻出論点の定着

設 立	H18-32, H19-28, H20-28, H21-27, H22-27, H23-27, H24-27, H25-27, H26-27, H27-27, H28-27, H29-27, H30-27, H31-27, R2-27, R3-27
株 式	H18-30, H19-29, H19-30, H20-29, H20-30, H20-31, H21-28, H22-28, H23-28, H24-28, H25-28, H25-29, H26-28, H26-29, H27-28, H28-28, H28-29, H29-28, H29-29, H30-28, H31-28, R2-28, R3-28
機関・役員等	H18-31, H18-33, H18-35, H19-31, H20-32, H20-33, H20-34, H21-29, H22-29, H22-30, H22-31, H23-30, H23-31, H24-30, H24-31, H25-30, H25-31, H25-32, H26-30, H26-31, H27-29, H27-30, H28-30, H28-31, H29-30, H29-31, H30-30, H30-31, H31-31, R2-29, R2-30, R3-30, R3-31
計 算	H18-28, H19-32, H21-30, H22-32, H23-32, H29-32, H31-32
持 分 会 社	H19-34, H20-35, H21-31, H23-34, H24-33, H25-34, H26-32, H27-32, H28-32, H29-33, H30-32, H31-33, R2-32, R3-33
組織再編行為	H18-29, H19-35, H21-33, H21-34, H23-33, H24-34, H25-33, H26-34, H27-34, H28-33, H29-34, H30-34, H31-34, R2-34

b 商法の12年連続出題

R3-35 (倉庫営業)

cf. R2-35 (匿名組合), H31-35 (商法上の仲立人), H30-35 (場屋営業), H29-35 (商号), H28-35 (商人の支配人), H27-35 (商事消滅時効), H26-35 (商行為), H25-35(商行為), H24-35(商業使用人), H23-35(商人間の売買), H22-35(問屋及び商事仲立人), H21-35(商人)

c 判例趣旨問題の出題

R3-27 (株式会社の設立)

cf. H31-30 (株主による議決権の行使), H31-31 (取締役会), H30-28 (非公開会社である取締役会設置会社における株式の取得), H30-30 (株式会社と取締役との間の取引), H28-28 (株式の担保化), H27-31 (株式会社の解散と清算), H27-35 (商事消滅時効), H26-28 (株式の相続による共有), H26-31 (取締役の忠実義務), H26-35 (商行為), H25-32(会社法429条1項の法意), H25-35(商行為), H24-30(利益相反取引), H24-32(事業譲渡), H24-35(商業使用人), H23-35(商人間の売買), H22-31(表見取締役の責任), H22-34(会社法上の訴え), H21-35(商人)

d 平成26年会社法一部改正の出題

【R3-28】

株式等売渡請求に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

正解：4

ア 会社以外の法人や自然人であっても、特別支配株主として株式等売渡請求をすることができる。

イ 会社は、当該会社が発行済株式の全部を保有する株式会社が有するものと併せると、対象会社の総株主の議決権の10分の9以上を有することとなる場合には、特別支配株主として株式等売渡請求をすることができる。

ウ 対象会社は、株式等売渡請求に係る承認をした場合には、売渡株主に対し、当該承認をした旨等を通知しなければならないが、この通知は、公告をもってこれに代えることができる。

エ 売渡株主は、株式売渡請求が法令に違反する場合には、特別支配株主に対し、対象会社の株式のうち当該売渡株主が保有するものに限り、その取得をやめることを請求することができる。

オ 特別支配株主は、株式売渡請求と併せて新株予約権売渡請求をした場合において、新株予約権売渡請求のみを撤回することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

【R3-31】

監査等委員会設置会社に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 監査等委員は、監査等委員会により選定されていなくても、法令又は定款に違反する事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役に報告しなければならない。

イ 監査等委員は、監査等委員会により選定されていなくても、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

ウ 監査等委員は、監査等委員会により選定されていなくても、いつでも、取締役及び支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は当該監査等委員会設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

エ 監査等委員は、監査等委員会により選定されていなくても、取締役が法令又は定款に違反する行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査等委員会設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

オ 監査等委員である取締役は、監査等委員会により選定されていなくても、株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等について意見を述べるができる。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

正解：4

【R3-32-エ】

株式会社の子会社Aに対して子会社Bの株式の一部を譲渡する場合には、当該譲渡により譲り渡す株式の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1を超え、当該譲渡の効力発生日において子会社Bの議決権の総数の過半数の議決権を有しないときであっても、株主総会の決議による承認を受ける必要はない。

×
(根拠は後掲)

平成26年の会社法一部改正

改正事項

- ① 子会社等及び親会社等の定義の創設
- ② 監査等委員会設置会社制度【R3-am31, R2-am29-ア・イ, R2-am31-ア, R2-pm29-イ, H30-am30-ウ, H28-am31, H28-pm37】
- ③ 社外取締役及び社外監査役の要件【H30-pm37】
- ④ 発行可能株式総数【株式の併合関係：H30-pm37】
- ⑤ 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等
- ⑥ 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度
- ⑦ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
- ⑧ 全部取得条項付種類株式の取得
- ⑨ 特別支配株主の株式等売渡請求【R3-am28】
- ⑩ 株式の併合により端数となる株式の買取請求
- ⑪ 募集株式が譲渡制限株式会社である場合等の総数引受契約【H29-pm30-ア, H28-pm31-イ】
- ⑫ 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等【R2-am28-ウ, H28-pm31-ウ】
- ⑬ 仮装払込みによる募集株式の発行等【R2-am27-ウ・エ・オ, R2-am28-オ, H28-am27-エ】
- ⑭ 新株予約権無償割当てに関する割当通知【H29-pm31-エ】
- ⑮ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示
- ⑯ 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定【R2-am30-ア, H27-pm29-イ】
- ⑰ 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- ⑱ 取締役及び監査役の責任の一部免除
- ⑲ 親会社による子会社の株式等の譲渡【R3-am32-エ】
- ⑳ 会社分割等における債権者の保護【R2-am34-エ・オ, H28-am33-エ】
- ㉑ 組織再編等の差止請求
- ㉒ 略式組織再編、簡易組織再編等における株式買取請求【H31-am34-エ, H30-am34-イ】
- ㉓ 準備金の計上に関する特則
- ㉔ 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格【H28-am34】
- ㉕ 株主代表訴訟の原告適格の拡大等
- ㉖ 監査役の監査の範囲に関する登記【H30-pm32-イ, H27-am30-イ】

e 会社法の立案担当者の見解の出題

【R3-32-エ】

株式会社が子会社Aに対して子会社Bの株式の一部を譲渡する場合には、当該譲渡により譲り渡す株式の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1を超え、当該譲渡の効力発生日において子会社Bの議決権の総数の過半数の議決権を有しないときであっても、株主総会の決議による承認を受ける必要はない。

×
一問一答平成26年
改正会社法 P245

cf. R2-29-オ

cf. H31-34-ウ

cf. H30-27-オ, H30-34-オ

cf. H29-27-ア, H29-29-1, H29-29-2, H29-29-5

cf. H28-27-エ, H28-28-ア, H28-32-4, H28-32-5, H28-33-ア, H28-33-エ

③ 対 策

a 会社法の正確な理解と暗記

b 商法の対策

c 旧商法下の判例の理解と暗記

d 令和元年会社法改正

YouTube 令和元年会社法改正解説講座#1~14

令和元年の会社法一部改正

改正事項

- ① 株主総会資料の電子提供制度の創設
- ② 上場会社等において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を取締役会で決定することの義務付けその他取締役の報酬等に関する規律の見直し
- ③ 会社補償に関する規定の創設
- ④ 役員等のために締結される保険契約に関する規定の新設
- ⑤ 業務執行の社外取締役への委託に関する規定の新設
- ⑥ 上場会社等において社外取締役を置くことの義務付け
- ⑦ 社債管理補助者制度の創設
- ⑧ 株式交付制度の創設
- ⑨ 取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監査役等の同意を得なければならないこととする規定の新設
- ⑩ 議決権行使書面等の閲覧等の請求権の濫用的な行使を制限するための規律の新設
- ⑪ 全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合における事前開示事項の拡充
- ⑫ 新株予約権に関する登記事項についての規律の見直し
- ⑬ 会社の視点の所在地における登記の廃止
- ⑭ 成年被後見人及び被保佐人についての取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備

④ 特別検討事項

	会社法	商業登記法
H18	【注】 第28問から第35問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、回答すること。	【注】 第28問から第35問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、回答すること。
H19	—	—
H20	第28問から第35問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答すること。 ※	—
H21	—	—
H22	—	第28問から第33問までについては、問題文中の株式会社には特例有限会社を含まないものとして、解答しなさい。
H23 ～ R3	第27問から第34問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。	—

※ H20-31-ウは、「株式会社が株式の分割をする場合において、株式買取請求をすることが認められるときがある。」という問題であった。

「問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答する」以上、H20-31-ウは、種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはないものとし、当該定款の定めがない以上、株式の分割をする場合において、株式買取請求権をすることが認められるときはない（＝誤り）と判断するはずである。

しかし、法務省は、H20-31-ウを「正しい」と判断することを前提として出題している。

(5) 民事訴訟法，民事執行法及び民事保全法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1		H10-2-4		H29-1-オ	H9-2-4
	2	(H7-3-5)	(H6-3-3)			
	3	H17-2-イ	H7-3-2		H7-3-3	H28-5-エ
	4	H30-3-イ	H21-1-イ	H25-4-ウ	H21-2-イ	H25-4-オ
	5				H26-2-オ	H18-5-5
	6	H16-6-ア	S60-2-2			H21-6-5
	7	H19-7-ア	H7-6-1	H12-6-エ		H17-6-イ

② 出題傾向

a 過去問レベルの知識の出題

b 判例趣旨問題の出題

R3-4（書証），R3-5（第一審の民事訴訟手続における判決又は決定）

cf. R2-1（送達），R2-2（弁論主義），R2-5（既判力），H31-2（処分権主義），H31-3（口頭弁論），H31-5（裁判によらない訴訟の完結），H30-1，H30-2，H30-3，H29-4，H28-1，H28-2，H28-3，H28-5，H28-6

c 近年の改正法の出題

d 民事執行法の総論又は総論的論点の出題

③ 対 策

a 過去問の徹底的な演習と分析

b 判例の理解と暗記

c 未出の改正事項の習得

[近年の改正法からの出題(民事訴訟法)]

改正年	内 容	出題実績
H15	計画審理	—
	証拠収集等の手続	H18-3
	専門委員	—
	鑑定	—
	知的財産権関係事件の管轄等	—
	簡易裁判所の機能の充実	H29-3-オ（和解に代わる決定）
H16	民事訴訟手続等のオンライン化	—
	督促手続のオンライン化	—
	その他(電磁的記録による管轄裁判所についての合意)	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—

[近年の改正法からの出題(民事保全法)]

改正年	改正内容	出題実績
H15	不動産の明渡執行の実効性の確保	R2-6-イ, H28-6-エ
	・債務者を特定しないで発する占有移転禁止の仮処分命令	H24-6-イ, H19-6-エ
	知的財産権関係事件の管轄等	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—

[近年の改正法からの出題(民事執行法)]

改正年	内 容	出題実績
H15	担保不動産収益執行	—
	民事執行法上の保全処分の強化 ・相手方を特定しないで発する売却のための保全処分 等	— ※
	競売不動産の内覧	—
	差押禁止動産	—
	養育費等の履行確保	R2-7-ウ・エ, H24-7
	不動産の明渡執行の実効性の確保 ・承継人等を特定しないで付与する承継執行文 ・明渡しの催告	—
	間接強制	H29-7, H20-7-ア
	動産競売	—
	財産開示	R2-7-オ, H31-7-オ
H16	裁判所内部の職務分担の合理化 ・裁判所書記官による物件明細書の作成	—
	最低売却価額制度の見直し	—
	その他の不動産競売手続の改善 ・剰余を生ずる見込みがない場合の措置	H19-7-オ
	少額訴訟債権執行制度	—
	扶養義務等に係る金銭債務についての間接強制制度	H24-7-ア, H20-7-イ

※ H19-7-ウは、設問中において「価格減少行為」という平成15年改正により創設された用語を用いている。

④ 特別検討事項（細かい条文の知識を問う出題）

【R2-5-7】

期日又は期間に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 期日は、申立てにより又は職権で、裁判長が指定する。

イ 口頭弁論期日に出頭した当事者に対して裁判長が口頭で次回期日を告知しただけでは、その次回期日について適法な呼出しがあったとは認められない。

ウ 弁論準備手続を経た口頭弁論期日の変更は、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。

エ 裁判所は、担保を立てるべき期間を定めたときは、その期間を伸長することができない。

オ 当事者がその責めに帰することができない事由により即時抗告の期間を遵守することができなかった場合には、当該期間が満了した時から1週間以内に限り、即時抗告の追完をすることができる。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

正解：1

(6) 司法書士法及び供託法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	8	H27-8-ウ	H23-8-エ	H27-8-オ	H24-8-オ	H26-8-ウ
	9	S60-11-4	H28-9-イ	H4-12-1	H3-11-3	H28-9-ウ
	10	H2-13-4	H20-9-エ		H21-9-イ	H6-10-3
	11	H30-11-エ		H4-13-ウ	S56-11-5	H4-13-オ

② 出題傾向

a 司法書士法

(a) 司法書士法 22 条及び 41 条の出題

R3-8-7, R3-8-エ

(b) 旧司法書士法下の過去問事項の出題

cf. R2-8 (司法書士), H31-8 (司法書士会), H29-8 (司法書士の義務), H27-8, H26-8 (以上, 司法書士又は司法書士法人の義務), H25-8 (司法書士の義務), H20-8 (司法書士名簿の登録及び司法書士会への入退会), H19-8 (司法書士又は司法書士法人に対する懲戒)

b 供託法

供託規則, 弁済供託及び執行供託の出題

③ 対 策

a 司法書士法

(a) 司法書士法の理解と暗記

(b) 平成 11 年度以前の過去問

b 供託法

(a) 上記論点の理解及び暗記

(b) 供託規則の改正

[未出の主要な供託規則の改正]

平成 27 年改正 (平成 27 年 10 月 13 日施行)	① 供託をしようとする者は、一定の事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式に従い当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該供託書に添付することができる（供託規 13 条の 3 第 1 項前段）。 ② 供託振替国債について、その償還期限の 3 日前を経過しているときは、その払渡しを請求することができない（供託規 23 条の 2 第 1 項）。
平成 28 年改正 (平成 28 年 1 月 1 日施行)	払渡しを請求する者が個人である場合において、その者が提示した個人番号カードにより、その者が本人であることを確認することができるときは、印鑑証明書の添付を省略することができる（供託規 26 条 3 項 2 号）。
平成 29 年改正① (平成 29 年 3 月 13 日施行)	払渡しを請求する者が個人である場合において、運転免許証、個人番号カード、在留カードその他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したときは、印鑑証明書の添付を省略することができる（供託規 26 条 3 項 2 号）。
平成 29 年改正② (平成 29 年 4 月 1 日施行)	供託官は、金銭の供託をしようとする者が国である場合には、当該者の申出により、第 18 条の規定による供託物の納入（供託規 18 条）又は供託金の提出（同規 20 条 1 項）に代えて、国庫内の移換の手続による供託金の払込みを受けることができる（同規 20 条の 4 第 1 項）。
平成 30 年改正 (平成 30 年 7 月 1 日施行)	① 支配人その他登記のある代理人によつてオンラインによる供託（供託規 38 条）をする場合において、その申請書情報にその者が電子署名を行い、かつ、その者に係る電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、代理人の権限を証する書面を提示することを要しない（同規 39 条 6 項、39 条の 2 第 2 項）。 ② 登記された法人がオンラインによる供託（供託規 38 条）をする場合において、当該法人の会社法人等番号がその申請書情報と併せて送信され、これにより供託官が当該法人の登記情報を直ちに確認することができるときは、登記所の作成した代表者の資格を証する書面又は代理人の権限を証する書面を提示することを要しない（同規 39 条の 2 第 3 項）。
令和元年改正 (令和元年 10 月 1 日施行)	供託金利息の利率を年 0.0012% とする。
令和 2 年改正 (令和 2 年 4 月 1 日施行)	※ 民法（債権関係）の改正関係

④ 特別検討事項

なし

(7) 不動産登記法(択一式問題)

① 出題実績

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	12	H4-18-1		H27-13-ウ	H20-18-エ	
	13					
	14					
	15			H27-15-イ		
	16	H27-22-ウ	H16-16-イ			
	17					H17-13-オ
	18	H25-21-4	H5-23-ア	H10-19-エ	H27-20-ウ	
	19					H29-19-ア
	20			H21-16-1	H19-24-オ	
	21	H29-14-エ	H24-16-ア			
	22		(H10-am17)			
	23	(H23-15-オ)	H24-19-1		H23-15-イ	
	24					
	25	H28-25-イ		H26-13-オ	H28-25-オ	
	26	H29-27-イ, H9-18-イ				
	27		H17-18-ウ	(H17-18-エ)		

※ 第26問は、アからオまでではなく、1から5までである。

② 出題傾向

a 頻出論点の枠

相 続 登 記	H12-23, H13-12, H14-23, H15-18, H15-21, H15-25, H16-26, H17-12, H17-12, H19-13, H20-24, H22-25, H25-17, H26-20, H27-25, H27-26, H28-24, H29-19, H29-20, H30-21, H31-13, H31-15, R2-19, R3-19
抵当権の登記	H12-16, H12-18, H13-16, H13-19, H13-23, H14-11, H14-16, H15-12, H16-18, H16-19, H17-22, H17-26, H18-22, H18-23, H19-18, H20-20, H21-25, H23-18, H23-19, H25-14, H25-24, H25-25, H26-22, H27-23, H28-22, H30-24, H31-20, H31-24, R2-21, R3-21
根抵当権の登記	H12-12, H12-13, H13-17, H13-27, H14-20, H15-26, H16-20, H17-19, H18-22, H19-19, H20-21, H21-26, H22-17, H23-20, H24-20, H24-21, H25-14, H25-25, H26-23, H27-23, H30-24, H31-21, H31-24, R3-22
用益権の登記	H12-17, H13-25, H14-21, H15-23, H16-16, H17-23, H17-27, H18-16, H18-17, H18-27, H20-23, H22-16, H23-16, H23-17, H25-22, H27-22, H28-21, H29-22, H30-22, H31-18, H31-19, R2-20, R3-24
登 録 免 許 税	H12-11, H13-11, H14-18, H16-25, H17-18, H18-24, H19-17, H20-19, H21-24, H23-27, H24-27, H25-27, H28-27, H29-27, H30-27, R2-27, R3-26 , R3-27
第三者の承諾	H13-13, H14-22, H15-15, H16-27, H17-21, H18-15, H19-25, H21-17, H26-14, H28-15, H31-25
仮 登 記	H13-21, H14-12, H15-17, H16-13, H17-21, H19-23, H20-25, H21-19, H22-12, H23-22, H24-22, H25-16, H25-26, H27-24, H29-24, H29-25, H30-26, H31-23, R2-23
判決による登記	H12-26, H13-26, H15-13, H18-21, H19-15, H20-26, H22-24, H25-18, H26-16
区分建物の登記	H12-11, H13-24, H15-19, H18-25, H19-20, H22-20, H23-15, H24-19, H27-21, H28-20, H31-17
信 託 の 登 記	H12-25, H14-25, H16-15, H21-20, H23-21, H26-26, H27-27, H29-26, H30-25
登記識別情報	H17-13 (通知), H18-18 (提供), H20-13 (通知), H23-12 (通知), H24-16 (提供), H26-12 (提供), H26-13 (失効の申出と有効証明), H27-12 (通知), H30-17 (通数), H30-19 (提供), R3-17 (通知)

b 総論（各論的総論を除く。）からの出題

R3-25（不正な登記の防止）

- cf. R2-15-エ（法定相続情報一覧図）、R2-15-オ（会社法人等番号に代えて提供する登記事項証明書の有効期限等）、R2-25（不動産登記における審査請求）
- cf. H31-12（電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請）、H31-26（法定相続情報一覧図）
- cf. H30-14（電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請）、H30-17（登記識別情報通知書及び登記完了証の通数）、H30-19（登記識別情報の提供）
- cf. H29-13（登記原因証明情報）、H29-15（官公署が行う登記の申請又は嘱託）、H29-17（原本の還付）
- cf. H28-14（不動産登記の申請の代理）、H28-25（電子情報処理組織を使用する方法によって行うことができるもの）、H28-26（不動産登記における審査請求）
- cf. H27-12（登記識別情報の通知）、H27-13（事前通知及び前の住所地への通知）、H27-17（職権による登記の抹消及び更正）、H27-19（付記登記）
- cf. H26-12（登記識別情報の通知）、H26-13（登記識別情報の失効の申出と有効証明）、H26-15（登記原因証明情報）、H26-25（登記事項の証明等）

【不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて（通達）（令 2.3.30 民二 318 号）】【R3-36】

(1) 法人が登記を申請する場合における印鑑証明書の取扱い

① 会社法人等番号を申請情報の内容とした場合

申請書に記名押印すべき者が会社法人等番号を有する法人の代表者又は代理人（委任による代理を除く。）である場合において、当該法人の会社法人等番号を不登令7条1項1号イの規定により添付情報として提供するほか、更に申請情報の内容にもしたときは、申請を受けた登記所の登記官が当該者の印鑑証明書を作成することができる場合に限り、当該者に係る印鑑証明書の提供を要しない（不登規則 48 条 1 号）。

なお、会社法人等番号を申請情報の内容とするときは、申請書における添付情報の表示として「印鑑証明書（会社法人等番号何番）」の例により記載する。

② 会社法人等番号を申請情報の内容とするともに印鑑証明書が提供された場合の取扱い

上記①の場合において、申請書に記名押印した者の印鑑証明書も添付情報として提供されたときは、当該印鑑証明書に基づき当該登記申請について調査を行っても差し支えない。

(2) 委任による代理人によって登記を申請する場合における印鑑証明書の取扱い

① 代理人（復代理人を含む。）の権限を証する情報に記名押印すべき者が会社法人等番号を有する法人の代表者又は代理人である場合において、当該法人の会社法人等番号を申請情報の内容としたときは、当該者に係る印鑑証明書の提供を要しない（不登規則 49 条 2 項 1 号）。

② この場合における取扱いについては上記(1)と同様である。

(3) 申請書と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する情報を会社法人等番号を有する法人が作成した場合における当該法人の印鑑証明書の取扱い

① 申請書と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する書面に記名押印すべき者が会社法人等番号を有する法人の代表者又は代理人である場合において、当該法人の会社法人等番号を申請情報の内容としたときは、当該者に係る印鑑証明書の提供を要しない（不登規則 50 条 2 項、48 条 1 号）。

② この場合における取扱いについては上記(1)と同様である。

(4) 登記識別情報の失効の申出等の手続における印鑑証明書の取扱い

登記識別情報の失効の申出（不登規則第 65 条）及び登記識別情報に関する証明の請求（不登規則 68 条）の手続における印鑑証明書の取扱いについては、上記(1)及び(2)と同様である。

(5) 不登規則 36 条 1 項各号の規定により提供される登記事項証明書の作成時期の改正

申請人が会社法人等番号を有する法人である場合であっても、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書又は支配人等の権限を証する登記事項証明書を提供したときは、会社法人等番号の提供を要しないとされているところ（不登令7条1項1号及び不登規則 36 条 1 項各号）、この登記事項証明書はその作成後 3 月以内のものでなければならない（不登規則 36 条 2 項）。

(6) 登記識別情報の失効の申出等の手続における登記事項証明書の取扱い

登記識別情報の失効の申出（不登規則第 65 条）及び登記識別情報に関する証明の請求（不登規則第 68 条）の手続における登記事項証明書の取扱いについては、上記(5)と同様である。

c 出題形式の充実

R3-14, R3-15, R3-16 (以上, 表形式問題), R3-23, R3-26 (以上, 登記記録問題)

cf. R2-18 (実質の登記記録問題), R2-24 (空欄語句挿入問題)

cf. H31-17 (登記記録問題), H31-23 (登記記録・表形式問題), H28 (表形式問題)

cf. H30-13, H30-16 (以上, 表形式問題), H30-17 (登記記録問題), H30-27 (表形式問題)

cf. H29-13, H29-27 (以上, 表形式問題)

cf. H28-13 (表形式問題), H28-15, H28-20 (以上, 登記記録問題), H28-21 (メモによる登記記録問題), H28-22 (表形式問題)

cf. H27-14, H27-15, H26-14 (以上, 表形式問題), H26-19, H26-22, H26-23, H25-16, H25-20, H25-21 (以上, 登記記録問題), H25-23 (表形式問題), H25-24 (登記記録問題), H25-27, H24-13 (以上, 表形式問題), H24-18, H24-20 (以上, 登記記録問題), H24-21 (表形式問題), H24-23 (登記記録問題)

* 登記記録問題には, ある登記記録の記録を前提とするもののほか, 完了後の登記記録の記録を問うものもある (H24-18)。

【R3-14】

登記官の職権による登記の抹消に関する次のアからオまでの記述のうち、第1欄に掲げる登記の申請又は嘱託による登記をするときに、登記官の職権により第2欄に掲げる登記を抹消するものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

	第1欄	第2欄
ア	権利取得裁決により土地の所有権を取得した起業者が単独で土地の収用による所有権の移転の登記の申請	当該起業者の指定に係る当該収用によって消滅した抵当権の設定の登記
イ	土地の強制競売の買受人が代金を納付した場合における当該土地の所有権に対する差押えの登記の抹消の嘱託	当該差押えの登記に後れる使用収益をしない旨の定めのある不動産質権の設定の登記
ウ	抵当権の設定の登記につき当該抵当権の消滅に関する定めの付記登記がされている場合における当該定めにより消滅した抵当権の設定の登記の抹消の申請	当該抵当権の消滅に関する定めの登記
エ	確定前の根抵当権の一部譲渡による根抵当権の一部移転の登記がされた後に優先の定めの登記がされている場合における解除による当該一部移転の登記の抹消の申請	当該優先の定めの登記
オ	信託の併合により土地の所有権が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となった場合における当該信託の併合による権利の変更の登記の申請	当該一の信託についての信託の登記

1 アイ

2 アウ

3 イエ

4 ウオ

5 エオ

【R3-15】

甲区1番でAを所有権の登記名義人とする所有権の保存の登記がされている甲建物又は甲区2番でA及びBを所有権の登記名義人とする共有者全員の持分の全部の移転の登記がされている乙土地について、第1欄に掲げる事由が生じた場合に、第2欄に掲げる登記の目的及び登記原因で登記の申請をすることができないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、登記の申請は令和3年7月1日にすることとし、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、同日までに、それぞれ第三者の許可、同意又は承諾を得ているものとする。

	第1欄	第2欄
ア	A及びBは、令和3年7月1日、Aの死亡に至るまでBがAに対して定期金を給付し、Aは、その対価として、甲建物を当該定期金の元本としてBに譲渡することを約した。	登記の目的：所有権移転 登記原因：贈与
イ	A及びBは、令和3年7月1日、紛争を解決するため互いに譲歩し、甲建物をAがBに譲渡し、その対価として金500万円をBがAに支払うことで、A B間に存する争いをやめることを裁判外で約した。	登記の目的：所有権移転 登記原因：和解
ウ	A及びBは、令和3年7月1日、乙土地について、AとBとの間で3年間共有物の分割をしない旨の契約をした。	登記の目的：2番所有権変更 登記原因：特約
エ	乙土地の登記記録上、甲区2番の登記原因は売買と記録されているが、正しい登記原因は代物弁済であることが判明した。	登記の目的：2番所有権更正 登記原因：錯誤
オ	Aは、令和3年6月1日、乙土地のAの持分の全部をCに売却し、甲区3番で乙土地の共有者をC、売買を登記原因とするA持分の全部の移転の登記がされたが、令和3年7月1日、Aは、錯誤により当該売却に係る契約を取り消した。	登記の目的：3番所有権抹消 登記原因：錯誤

1 アエ

2 アオ

3 イウ

4 イエ

5 ウオ

*ア：「年月日終身定期金契約」（昭60.4.17民三2044号）

オ：「年月日取消」（令2.3.31民二328号）

cf.「民法第667条第1項の出資」【R3-18-7, H25-21-4】

【R3-16】

図面等の添付情報に関する次のアからオまでの記述のうち、第1欄に掲げる登記の申請又は嘱託をするときに、その申請情報又はその嘱託情報と併せて第2欄に掲げる情報を登記所に提供しなければならないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

	第1欄	第2欄
ア	地下鉄道敷設を目的として地下の上下の範囲を定めて設定する地上権の設定の登記の申請	地下の上下の範囲を明らかにする図面
イ	水道管の埋設を目的として承役地の一部を設定の範囲とする地役権の設定の登記の申請	地役権図面
ウ	宅地の造成工事に係る不動産工事の先取特権の保存の登記の申請	造成する土地の設計書(図面を含む。)の内容を証する情報
エ	工場財団を目的とする共同担保としての抵当権の追加設定の登記の申請	工場図面
オ	表題登記がない建物が区分建物でないときに当該建物の強制競売の開始決定がされたために当該建物の所有権についてする差押えの登記の嘱託	建物図面

1 アウ

2 アエ

3 イエ

4 **イオ**

5 ウオ

【R3-23】

登記記録に次のような記録(抜粋)がある甲区分建物及びその敷地権である旨の登記がされている乙土地の権利の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、甲区分建物及び乙土地には権利部(乙区)の登記記録はないものとし、各登記の申請は令和3年7月1日に行うものとする。また、乙土地に関して建物の区分所有等に関する法律第22条第1項ただし書の規約(以下「分離処分可能規約」という。)はないものとする。

(甲区分建物の専有部分の登記記録の表題部(敷地権の表示)及び権利部(甲区))

表 題 部 (敷地権の表示)			
①土地の符号	②敷地権の種類	③敷地権の割合	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	所有権	2100分の180	令和3年3月3日敷地権 〔令和3年3月12日〕
所有者	A		

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	令和3年4月1日 第6000号	原因 令和3年4月1日売買 所有者 C

(乙土地の登記記録の権利部(甲区))

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	令和2年5月1日 第8000号	原因 令和2年5月1日売買 所有者 A
2	所有権移転仮登記	令和2年12月1日 第16000号	原因 令和2年12月1日売買 権利者 B
	余白	余白	余白
3	所有権敷地権	余白	建物の表示【省略】 一棟の建物の名称【省略】 令和3年3月12日登記

- ア 乙土地の甲区2番所有権移転仮登記の本登記を申請するときは、登記原因証明情報として、乙土地について新たに分離処分可能規約を定めたことを証する情報を提供することを要する。
- イ 乙土地のみを目的として令和3年3月1日売買予約を登記原因とする所有権の移転請求権の仮登記を申請するときは、登記原因証明情報として、乙土地について新たに分離処分可能規約を定めたことを証する情報を提供することを要しない。
- ウ 令和3年3月10日設定を登記原因とする抵当権の設定の登記は、乙土地のみを目的として、申請することができる。
- エ 乙土地のみを目的として、令和3年2月1日から同年3月1日までの給料債権の先取特権発生を登記原因とする一般の先取特権の保存の登記は、申請することができない。
- オ 乙土地を承役地として、令和3年4月1日設定を登記原因とする地役権の設定の登記は、申請することができる。

(参考)

建物の区分所有等に関する法律

第22条 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、区分所有者は、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2・3 (略)

- | | | | | |
|------|------|------|------|------|
| 1 アウ | 2 アエ | 3 イウ | 4 イオ | 5 エオ |
|------|------|------|------|------|

【R3-26】

司法書士法務律子は、令和3年6月21日、登記記録に次のような記録(抜粋)がある甲土地の所有権の登記名義人である甲山由紀及び甲区2番で登記された仮登記の関係者である丙野健二から、次のとおりの事情を聴取し、登記申請の依頼を受けた。依頼に係る全ての登記申請に必要となる登録免許税の合計の額として正しいものは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、甲土地の不動産の価額は500万円とし、甲土地の権利部(乙区)の登記記録はないものとする。また、複数の申請方法が考えられる場合は登録免許税の額の合計が最も低額となるように申請するものとし、登録免許税の額の計算に当たり、租税特別措置法等の特例法による税の減免の規定の適用はないものとする。

(甲土地の登記記録の権利部の表示)

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成3年9月5日 第13000号	原因 平成3年2月8日相続 所有者 A市B町100番地 甲山一郎
2	条件付所有権移転 仮登記	平成30年4月20日 第6000号	原因 平成30年4月15日売買 (条件 売買代金完済) 権利者 A市B町150番地 丙野二郎
	余白	余白	余白
3	所有権移転	令和2年6月22日 第8000号	原因 令和2年4月15日相続 所有者 A市B町100番地 甲山由紀

<甲山由紀から聴取した内容>

「昨年4月に父である甲山一郎が亡くなったときは、登記の名義変更でお世話になりました。先生に登記の依頼をした後、私は令和2年6月19日にC市D町200番地に住所を移して一人暮らしをしていましたが、令和3年5月1日に結婚し、氏名が乙谷由紀に変わりました。住所は今もC市D町200番地です。

今日伺ったのは甲土地の仮登記のことで、これは、父が生前に丙野二郎さんと売買契約を結び、仮登記を付けていたのですが、本日、売買代金を完済してもらいましたので、正式に名義変更をお願いしたいと思います。」

<丙野健二から聴取した内容>

「私は、丙野二郎の長男の丙野健二と申します。丙野二郎は、令和2年10月10日に亡くなりまして、甲土地の仮登記については私が単独で引き継ぐということで相続人の間で話がまとまり、必要な書類も揃っています。

そして、本日、売買代金の全額の支払を完了しましたので、甲土地の名義変更とこれに関連して必要となる登記の申請をお願いします。」

- 1 5万2000円
- 2 5万3000円
- 3 6万1000円
- 4 6万2000円
- 5 10万2000円

③ 対 策

a 過去問の徹底的な演習と分析

b 過去問数が少ない総論の分野(平成16年の改正事項)の対策

c 不動産登記関係法令等の理解と暗記

不動産登記関係法令等とは、不動産登記法、不動産登記令、不動産登記規則、不動産登記事務取扱手続準則、不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて(通達)(平17.2.25民二457号)及び不動産登記記録例について(通達)(平21.2.20民二500号)をいう。

④ 特別検討事項

a 近年の登記先例等からの出題

後掲＜近年の不動産登記法の重要先例＞参照

【R3-19-7】

相続を原因とする所有権の移転の登記の申請をするに際して、相続があったことを証する除籍又は改製原戸籍の一部が滅失していることにより、その謄本を添付することができない場合において、戸籍及び残存する除籍等の謄本に加え、除籍等の謄本を交付することができない旨の市町村長の証明書を添付したときは、「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書の添付を要しない。

○

平28.3.11民二219
号

cf. R2-19-エ (平30.3.16民二136号), R2-20-ア (平30.10.16民二490号), H31-13-ア・イ (平29.3.23民二175号), H30-24-エ (平22.11.1民二2759号), H29-16-ウ (平22.8.24民二2077号), H29-16-エ (平22.8.24民二2077号), H29-19-エ (平27.9.2民二363号)

b 権利能力なき社団

【H31-16】

権利能力なき社団と登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

正解：4

- ア 権利能力なき社団であるA社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、その所有権の登記名義人がA社団の代表者であるBであったところ、CがA社団の代表者として追加で選任されたためBからCへの所有権の一部移転の登記がされたが、その後Cが代表者を辞任した場合には、委任の終了を登記原因として当該BからCへの所有権の一部移転の登記の抹消を申請することができる。
- イ 権利能力なき社団であるA社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、その所有権の登記名義人がA社団の代表者であるBであったところ、A社団がCから金銭を借り入れ、その貸金債権を担保するためにCを抵当権者とする抵当権を甲土地に設定した場合において、当該抵当権の設定の登記を申請するときは、債務者としてA社団の名称を申請情報の内容とすることができる。
- ウ 権利能力なき社団であるA社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、A社団の代表者であったBが死亡し新代表者としてCが選任されたが、甲土地の所有権の登記名義人がBのままであった場合において、CがA社団を代表して甲土地をDに売却したときは、売買を登記原因としてBからDへの所有権の移転の登記を申請することができる。
- エ Bが所有権の登記名義人である甲土地について、権利能力なき社団であるA社団がBから甲土地を買い受けたがその旨の登記が未了であるうちに、A社団が地方自治法第260条の2第1項の地縁による団体としての認可を受けた場合において、A社団と当該地縁による団体の同一性が認められるときは、売買を登記原因としてBから当該地縁による団体への所有権の移転の登記を申請することができる。
- オ 権利能力なき社団であるA社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、その所有権の登記名義人がA社団の代表者であるBであったところ、A社団が地方自治法第260条の2第1項の地縁による団体としての認可を受けたため、Bから当該地縁による団体への所有権の移転の登記をBと当該地縁による団体とが共同して申請する場合には、登記原因証明情報として市町村長が作成した同条第12項に規定する証明書を提供すれば足りる。

(参考)

地方自治法

第260条の2 (略)

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

〔近年の権利能力なき社団に関する問題〕

【H29-12-ウ】

権利能力なき社団の構成員全員に総有的に帰属する建物について、当該建物の所有権の登記名義人である旧代表者Aが死亡した場合において、当該社団が、Aの相続人全員を被告として、新代表者Bへの所有権の移転の登記手続をすることを求める訴えを提起し、当該訴えを認容する判決が確定したときは、Bは、当該判決に基づき、「権利者 B」を申請情報の内容とする所有権の移転の登記を申請することができる。

【H28-17-ウ】

甲土地の所有権の登記名義人が地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体である場合には、当該認可をした市の長が発行した当該団体の代表者の印鑑に関する証明書は、甲土地について当該団体を登記義務者とする所有権の移転の登記の申請の添付情報とすることができる。

【H27-15-ア】

登記原因に関する次のアからオまでの記述のうち、第1欄に掲げる事由が生じた場合に、第2欄に掲げる登記原因及びその日付で登記の申請をすることができないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

(中略)

	第1欄	第2欄
ア	権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲建物について、当該社団の代表者であるAが個人名義で当該建物の所有権の登記名義人となっていたが、平成27年7月1日、Aに加えて、新たにB及びCが当該社団の代表者に就任した。	平成27年7月1日委任の終了

【H26-20-ウ】

権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、当該社団の代表者であるAが個人名義でその所有権の登記名義人となっていた場合において、Aが死亡した後に当該社団の新たな代表者としてBが就任し、Bを登記権利者とする委任の終了による所有権の移転の登記を申請するときは、その前提としてAの相続人への所有権の移転の登記を申請しなければならない。

【H24-12】

いわゆる権利能力なき社団名義による不動産登記の可否について、学生A及び学生Bが以下の見解を有している。

学生Aの見解 権利能力なき社団名義による登記を認める見解

学生Bの見解 権利能力なき社団名義による登記を認めず、権利能力なき社団の代表者の肩書のない個人名義による登記のみを認める見解

次のアからオまでの記述は、学生A又は学生Bの一方が他方の見解について述べたものであるが、各記述のうち、「私の見解」が学生Bの見解を指すものとして最も適切なものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。
(以下省略)

【H23-26-オ】

地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体が登記義務者である場合に、当該団体の代表者の印鑑証明書として添付する市区町村長が作成した印鑑証明書は、作成後3か月以内のものであることを要しない。

関連先例

- ① 認可地縁団体の代表者が所有権の登記名義人となっている不動産について、当該代表者が死亡したため、当該認可地縁団体が原告となり、当該代表者の相続人のうち一部の相続人を被告として、当該不動産について、「委任の終了」を登記原因とする所有権の移転の登記を求める訴訟が提起され、これを認容する判決が確定した場合には、当該認可地縁団体は、申請情報と併せて当該訴訟の判決書の正本を提供して、「委任の終了」を登記原因として、当該認可地縁団体を登記権利者とする所有権の移転の登記を申請することができる（平22.12.1民二3015号）。
- ② 権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する不動産については、当該社団の代表者が自己の個人名義に所有権の移転の登記手続をすることを求める訴訟を提起することが認められているが（最判昭47.6.2）、権利能力のない社団も、構成員全員に総有的に帰属する不動産について、その所有権の登記名義人に対し、当該社団の代表者の個人名義に所有権の移転の登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有する（最判平26.2.27）。そして、その訴訟の判決の効力は、構成員全員に及ぶものと解されるから、当該判決の確定後、上記代表者が、執行文の付与を受けずに、当該判決により自己の個人名義への所有権の移転の登記の申請をすることができる（前掲最判平26.2.27）。

＊ この判例は、「上告人（共有持分の登記名義人のうちの1人の権利義務を相続により承継した者）は、被上告人（権利能力なき社団）代表者Aに対し、上記土地について、委任の終了を原因とする持分移転登記手続をせよ。」とした原判決の主文について、「被上告人代表者A」への持分移転登記手続が命じられているが、権利能力のない社団の代表者である旨の肩書を付した代表者個人名義の登記をすることは許されないから（前掲最判昭47.6.2）、上記の主文は、Aの個人名義に持分移転登記手続をすることを命ずる趣旨のものと解すべきであるとしている。
- ③ 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（通達）（平27.2.26民二124号）

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号。以下「改正法」という。）及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第3号。以下「改正省令」という。）のうち、認可地

縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する規定が、本年4月1日から施行されることとなりましたが、これに伴う不動産登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）を、「規則」とあるのは改正省令による改正後の地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）をいいます。

記

第1 改正法の概要

認可地縁団体（法第260条の2）が所有する一定の要件を満たした不動産について、当該認可地縁団体が自己を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、当該登記をすることについて異議のある当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）は市町村長（当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長（規則第22条の2第1項））に対し異議を述べるべき旨の公告を求める旨を当該市町村長に申請することができるとされた（法第260条の38第1項）。

当該市町村長が当該公告を行い、登記関係者等が法第260条の38第2項の期間内に異議を述べなかった場合には、当該市町村長が当該公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったことを証する情報（以下「証する情報」という。）を当該認可地縁団体に提供することとされた（同条第4項）。

認可地縁団体は、証する情報を申請情報と併せて登記所に提供するときは、不動産登記法（平成16年法律第123号）第74条第1項の規定にかかわらず、証する情報に係る不動産の所有権の保存の登記を申請することができるとされる（法第260条の39第1項）とともに、不動産登記法第60条の規定にかかわらず、単独で証する情報に係る不動産の所有権の移転の登記を申請することができるとされた（法第260条の39第2項）

また、証する情報の様式は、別添のとおりとされた（規則別記情報提供様式（第22条の4関係））。

第2 証する情報が提供された場合における所有権の保存又は移転の登記の申請があった場合の取扱い

1 所有権の保存の登記の申請における登記名義人となる者の住所の認定の方法

証する情報が提供された場合における所有権の保存の登記の申請については、不動産登記令（平成16年政令第379号）別表28の項の適用はないため、同項添付情報欄ニの情報は提供されないが、同令第7条第1項第1号の当該法人の代表者の資格を証する情報として、法第260条の2第12項の証明書（規則別記台帳様式（第21条関係））。平成3年4月2日付け法務省民三第2246号当職通達別紙甲号の別紙。以下「台帳の写し」という。）が提供されるところ、当該証明書には、当該申請における登記名義

人となる認可地縁団体の主たる事務所の所在地が記載されているため、これをもって、その住所を認定する。

- 2 所有権の移転の登記の申請における登記原因（これを証する情報を含む。）及びその日付の認定
- 証する情報が提供された場合における所有権の移転の登記の申請についても、前掲当職通達のとおり、原因を「委任の終了」とし、その日付を法第260条の2第1項の市町村長の認可の日とするほか、登記原因を証する情報は、台帳の写しとする。

c 配偶者居住権の登記

【R3-24】

配偶者居住権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

正解：5

ア 登記原因を遺産分割として配偶者居住権の設定の登記を申請する場合には、被相続人の死亡の日を登記原因の日付としなければならない。

イ 被相続人が所有権の登記名義人である建物について配偶者居住権の設定の登記の申請をするときは、その前提として当該建物について被相続人から承継人への所有権の移転の登記をすることを要しない。

ウ 配偶者居住権の設定を内容とする死因贈与契約を締結したときは、贈与者の生存中に当該配偶者居住権の設定の仮登記を申請することができる。

エ 配偶者居住権の設定の登記がされた後に配偶者居住権の存続期間が短縮されたときは、当該短縮を内容とする配偶者居住権の変更の登記を申請することはできない。

オ 配偶者居住権者の死亡によって配偶者居住権が消滅したときは、登記権利者は、単独で配偶者居住権の登記の抹消を申請することができる。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

【R2-27-ウ】

配偶者居住権の設定の登記の登録免許税の額は、不動産の価額に1000分の4を乗じた額である。

×

1000分の2

登税別表第1第1号（3の2）イ

【配偶者居住権の設定の登記と遺言の文言（令 2.3.30 民二 324 号，令 3.4.19 民二 744 号）】

- ① 配偶者居住権が成立するためには、配偶者が被相続人所有の建物に相続開始の時に居住していたことを要するところ（法 1028 条 1 項），当該要件に係る登記原因を証する情報（以下「登記原因証明情報」という。）としては、必ずしも当該配偶者の住民票の写し等の提供を要せず、提供された登記原因証明情報中にその旨が明らかになっていれば、これによって差し支えない。

また、配偶者居住権を取得することができる配偶者は、相続開始の時に法律上被相続人と婚姻をしていた者に限られるところ、当該要件に係る登記原因証明情報としては、必ずしも被相続人の住民票の除票の写し等の提供を要せず、提供された登記原因証明情報中にその旨が明らかになっていれば、これによって差し支えない。

- ② 配偶者居住権は、居住建物について配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の遺産分割、遺贈又は死因贈与がされたことによって成立するとされており（法 1028 条 1 項，法 554 条），特定財産承継遺言（遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言（法 1014 条 2 項）。いわゆる相続させる旨の遺言のうち遺産の分割の方法の指定がされたもの。）によって配偶者居住権を取得することはできない。もっとも、「遺贈」を登記原因とする配偶者居住権の設定の登記の申請において、配偶者に配偶者居住権を相続させる旨の記載がされた遺言書を登記原因証明情報として提供する場合にあっては、遺言書の全体の記載からこれを遺贈の趣旨と解することに特段の疑義が生じない限り、配偶者居住権に関する部分を遺贈の趣旨であると解して、当該配偶者居住権の設定の登記を申請することができる。

また、配偶者居住権の設定の登記の前提となる相続や遺贈を原因とする所有権の移転の登記の申請において、配偶者に配偶者居住権を取得させ、子などの法定相続人に居住建物を相続させる旨の記載がされた遺言書を登記原因証明情報として提供する場合にあっては、遺言書の全体の記載からこれを遺贈の趣旨と解することに特段の疑義が生じない限り、居住建物の所有権の帰属に関する部分についても遺贈（負担付遺贈）の趣旨であると解して、当該所有権の移転の登記を申請する必要がある。この場合における所有権の移転の登記の申請は、登記原因が「遺贈」となることから、相続人（受遺者である相続人を除く。）を登記義務者とし、受遺者（受遺者である相続人）を登記権利者とする共同申請によることとなる。遺言執行者があるときは、当該遺言執行者は、登記義務者の立場から、その資格において当該登記を申請することとなる。

遺言書の全体の記載から当該居住建物の所有権の帰属に関する部分を特定財産承継遺言の趣旨と解することができる場合には、当該特定財産承継遺言に基づいて当該登記を申請することができ、この場合における所有権の移転の登記の申請は、登記原因を「相続」とし、登記権利者が単独で申請することができる（令 3.4.19 民二 744 号）。

なお、当該遺言書の全体の記載から当該居住建物の所有権の帰属に関する部分を遺贈の趣旨と解することができる場合には、当該遺贈に基づいて当該登記を申請することができるが、この場合における所有権の移転の登記の申請は、登記原因が「遺贈」となることから、相続人（受遺者である相続人を除く。）を登記義務者とし、受遺者（受遺者である相続人）を登記権利者とする共同申請によることとなる。遺言執行者があるときは、当該遺言執行者は、登記義務者の立場から、その資格において当該登記を申請することとなる（令 3.4.19 民二 744 号）。

(8) 商業登記法(択一式問題)

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	28		H21-28-オ	H23-29-ア		H23-29-イ
	29	H25-32-ウ	H14-34-ウ	H25-33-イ		H26-34-ア
	30	(H26-33-オ)	H23-31-イ	H27-30-オ	H26-pm37	H28-31-ア
	31					
	32					
	33			H19-35-オ		H28-34-イ
	34					
	35			第1欄 H23-35-ア		

② 出題傾向

a 頻出論点の定着

総 論	H18-32, H18-29, H21-32, H21-33, H21-34, H23-35, H24-33, H25-28, H26-28, H27-35, H28-28, H30-28, R2-28
設 立	H18-30, H19-29, H20-34, H21-28, H23-29, H24-28, H25-29, H26-29, H27-28, H28-29, H29-28, H30-29, H31-28, R3-28
株 式	H18-33, H19-30, H19-31, H20-35, H21-29, H22-28, H22-29, H23-30, H23-31, H25-30, H25-31, H26-31, H26-33, H27-30, H28-31, H29-30, H30-30, H30-31, H31-29, H31-30, R2-30, R3-30
機関・役員等	H18-31, H19-32, H19-33, H21-30, H24-30, H25-32, H25-33, H26-32, H26-34, H27-29, H28-30, H29-32, R2-29, R3-29
持 分 会 社	H18-35, H19-35, H20-30, H22-34, H23-33, H24-34, H25-34, H27-32, H28-34, H29-33, H30-35, H31-34, R2-32, R2-34, R3-33
組織再編行為	H18-32, H19-34, H20-32, H21-31, H21-35, H24-32, H26-35, H30-33, R2-33, R3-31

b 一般社団法人・一般財団法人等に関する登記の不出題

R3-34 (一般財団法人の登記)

cf. R2-35 (社会福祉法人, 医療法人, 特定非営利活動法人, 宗教法人, 学校法人), H31-35 (一般社団法人又は一般財団法人の登記), H29-35 (一般財団法人), H27-33 (医療法人, 学校法人, 司法書士法人, 社会福祉法人, 特定非営利活動法人), H28-35 (一般社団法人), H25-35 (一般社団法人の登記), H24-35 (一般財団法人の登記), H23-34 (一般社団法人の主たる事務所の所在地における登記), H22-35 (一般社団法人又は一般財団法人の登記)

c 株式会社に関する問題の出題数

	株式会社 (特例有限会社を除く)	株式会社以外 (特例有限会社を含む)
H18	4	4
H19	6	2
H20	5	3
H21	4	4
H22	5 ※1	3
H23	3	5 ※2
H24	6 ※3	2
H25	5	3
H26	7	1
H27	4	4
H28	5	3
H29	6	2
H30	5	3
H31	6 ※4	2
R2	4	4
R3	6	2

※1 登記の更正に関する第31問は, すべての設問が株式会社に関するものであるため, 株式会社に関する問題に分類している。

※2 登録免許税に関する第35問は, オが合同会社に関するものであるため, 株式会社以外に関する問題に分類している。

※3 登記の更正に関する第33問は, すべての設問が株式会社に関するものであるため, 株式会社に関する問題に分類している。

※4 資本金の額に関する第32問は, 5個中3個の設問が株式会社に関するものであるため, 株式会社に関する問題に分類している。

③ 対 策

a 株式会社及び持分会社に関する登記の理解と暗記

b 一般社団法人・財団法人に関する登記の対策

c 商業登記総論，個人商人に関する登記及び外国会社に関する登記の対策

d 商業登記規則の改正（本人確認証明書，辞任届に係る印鑑証明書，株主リスト）

R3-32（株主リスト）

cf. R2-37（株主リスト），H31-37（株主リスト）

cf. H29-33-オ（合同会社の職務執行者についての婚姻前の氏の記録），H29-37（本人確認証明書の添付）

cf. H28-30-ア（本人確認証明書を添付する場合における就任承諾書への住所の記載），H28-30-ウ（婚姻前の氏を証する書面の添付），H28-37（本人確認証明書の添付）

cf. H27-29-ア（登記所に印鑑を提出している代表取締役の辞任届），H27-37（本人確認証明書の添付）

d 令和元年会社法改正に関連する商業登記法及び商業登記規則の改正

・ 令和元年会社法改正基本通達（令 3.1.29 民商 14 号）

・ 令和元年会社法整備法基本通達（令 3.1.29 民商 10 号）

YouTube 令和元年会社法改正基本通達・令和元年会社法整備法基本通達ポイント解説講座

④ 特別検討事項

a 株式会社の吸収合併による変更の登記

【R3-31】

株式会社の吸収合併による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

正解：1

ア 消滅会社の資産に存続会社の株式が含まれる場合には、吸収合併により消滅会社から承継することによって存続会社の自己株式となる株式を含めて、消滅会社の株主に交付する存続会社の株式の数を定めた合併契約書を添付して、吸収合併による変更の登記を申請することができる。

イ 吸収合併における承継債務額が承継資産額を超える場合には、当該吸収合併による変更の登記の申請書には、存続会社の株主全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

ウ 消滅会社が債権者保護手続に係る公告を官報及び定款の定めに従って電子公告の方法によりした場合には、不法行為によって生じた消滅会社の債務の債権者がいるときであっても、吸収合併による変更の登記の申請書には、当該債権者に対して各別の催告をしたことを証する書面を添付することを要しない。

エ 株式会社Aを存続会社とし、株式会社B及び株式会社Cを消滅会社とする吸収合併の場合に、合併契約書が1通で作成されたときは、吸収合併による変更の登記の申請書には、登記すべき事項として株式会社B及び株式会社Cを合併した旨を一括して記載しなければならない。

オ 消滅会社の資産に存続会社の株式が含まれる場合には、吸収合併による変更の登記の申請書には、存続会社が当該株式に関する事項を存続会社の株主に対して通知したことを証する書面を添付しなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

b 株式会社の登記の登録免許税

本店の所在地を管轄する登記所に対して下記第1欄及び第2欄に掲げる登記を申請する場合の登録免許税に関する次のアからオまでの記述のうち、第1欄に記載された登記を一の申請書で申請する場合の登録免許税の額が第2欄に記載された登記を一の申請書で申請する場合の登録免許税の額より高いものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、登録免許税の計算に当たり、租税特別措置法等の特例法による税の減免の規定の適用はないものとし、第1欄及び第2欄に掲げる登記以外の登記は、考慮しないものとする。

	第1欄	第2欄
ア	新設分割により、資本金の額を1000万円とする株式会社の設立の登記	募集株式の発行により、資本金の額を1000万円から2000万円に増加した株式会社がする変更の登記
イ	募集設立の方法により、資本金の額を1000万円とする株式会社の設立の登記	株式移転により、資本金の額を1000万円とする株式会社の設立の登記
ウ	資本金の額が1000万円である清算株式会社がする監査役の辞任及び就任による変更の各登記	資本金の額が3億円である株式会社がする最初の清算人及び代表清算人の就任の各登記
エ	吸収分割により、資本金の額が1000万円から2000万円に増加した吸収分割承継株式会社がする吸収分割による変更の登記	株式会社がする資本金の額を1億円から1000万円に減少する変更、本店に置いた支配人Aの代理権の消滅及び本店に置いた支配人Bの選任の各登記
オ	資本金の額が1000万円である株式会社がする取締役会設置会社の定めの設定及び取締役の就任による変更の各登記	資本金の額が2億円である株式会社がする監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止、監査役の退任及び就任による変更の各登記

1 アイ

2 **アエ**

3 イウ

4 ウオ

5 エオ

(9) 不動産登記法(記述式問題)

① 出題傾向

a 申請回数

2回

cf. 複数回申請問題の出題：R2～H27, H23, H22, H19

b 実質的混合型

H24以降

cf. H23は、実質的には文章型であり、H22は、実質的には別紙型である。

c 特殊な問い

R3	売買契約を締結するに当たって会社法上求められる手続及び当該売買契約に基づく登記を申請する場合に当該会社法上求められる手続との関係で提供しなければならない添付情報（当該添付情報に添付すべき情報を含む。）について、その理由を記述させる問題
R2	特定財産承継遺言に基づき特定の不動産を取得した相続人が法定相続分によりされた相続登記を早急に是正しないと、差押債権者との関係で不利益を受けることになるとの見解を述べた理由を事実関係に即して具体的に記載させる問題 事業に係る債務についての保証人になろうとする者が主たる債務者の取締役である場合における公正証書の作成義務の有無及びその理由を具体的に記載させる問題
H31	事前通知の方法について、この方法により登記の申請を行った場合に登記官から申請人その他の関係当事者に対して実施される手続を、本件の事実関係に即して、具体的に記載させる問題 事前通知の方法に代わる方法として不動産登記法が定めるものを全て、簡潔に記載させる問題
H30	登記原因証明情報の「登記の原因となる事実又は法律行為」欄に記載すべき事実や法律行為を記述させる問題
H29	
H28	登記の申請に先立って終えるよう助言した手続の内容及びその理由を記述させる問題
H27	根抵当権の被担保債権として登記できない債権を特定させた上で、その理由を記述させる問題
H26	質問内容と登記原因証明情報から借地借家法23条2項の事業用借地権の設定の可否を判断し、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記載される事項を記述させる問題
H25	登記原因証明情報の「登記の原因となる事実又は法律行為」欄に記載すべき事実や法律行為を記述させる問題
H24	相続させる遺言に対して遺留分減殺請求がされた場合における遺産分割協議の可否 休眠担保権を抹消するために必要な手続等に関する文章の空欄を埋める問題

H23	ある期限までに一定の登記の申請をしなければ、ある不動産を別に不動産に設定された根抵当権の共同担保の目的とすることができない旨の司法書士のアドバイスの内容及び理由を記述させる問題
H22	補助人に代理権を付与する旨の審判がされた場合に被補助人がした不動産の処分の有効性を記述させる問題
H21	所有権の移転の登記を仮登記に基づく本登記とする更正の登記を申請することの可否とその理由を記述させる問題
H20	—
H19	仮定問題（登記を申請する前に別の事実関係が発生した場合）
H18	仮定問題（登記申請手続について代理することの依頼を別の日に受けた場合）
H17	仮定問題（ある手続を行わないで事実関係が発生した場合） 処分禁止の仮処分の登記が所有権の一部についてされている理由を記述させる問題
H16	ある契約に基づく権利変動について登記を申請するための前提となる登記申請の内容及び理由を記述させる問題
H15	ある登記の申請をする場合に、だれから申請の委任を受けることになるのか及びそのように考えるに当たって検討した問題点を記述させる問題
H14	ある登記をするために提起すべき訴訟における判決の主文の内容及びその主文の内容とした理由を記述させる問題 ある登記について登記上利害関係を有する者及びその理由を記述させる問題
H13	根抵当権一部移転登記の申請が可能であると判断した理由を記述させる問題 添付書面を添付する理由を記述させる問題
H12	添付書面を添付する理由を記述させる問題 申請することができない登記及びその理由を記述させる問題
H11	登記を申請することができないもの及びその理由を記述させる問題
H10	登記を申請することができない事実関係及びその理由を記述させる問題

d 既出論点の再出題

R3	会社分割による所有権の移転の登記及び根抵当権の変更の登記	H16
	分割譲渡による根抵当権の分割譲渡の登記	H16
	共同根抵当権の変更の登記	H28, H16
	前提登記としての登記名義人の住所の変更の登記	R2, H31, H29, H28, H26, H25, H24等
	特例有限会社の通常の株式会社への移行による名変登記	H21
	会社と取締役との利益相反取引	R3, H28, H27, H26, H23, H21等
R2	相続登記の更正の登記	H29
	前提登記としての登記名義人の住所の変更の登記	H31, H29, H28, H26, H25, H24, H21等
	共同根抵当権の追加設定の登記	H28, H23
H31	数次に相続があった場合の登記手続	H30, H22
	前提登記としての登記名義人の住所の変更の登記	H29, H28, H26, H25, H24, H21, H20
	会社と取締役との利益相反取引	H28, H27, H26, H23, H21等
H30	数次に相続があった場合の登記手続	H22
	地上権の設定の登記	H29, H26(以上, 賃借権)
H29	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H28, H26, H25, H24, H21, H20
	相続登記の更正の登記	H8
	抵当権の債務者に相続があったことによる変更の登記	H15, H9
	賃借権の設定の登記	H26
H28	財産分与による所有権(持分)の移転の登記	S63
	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H26, H25, H24, H21, H20
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H25, H21, H11, H2
	抵当権の登記の抹消の前提としての合併を原因とする抵当権の移転の登記	H20, H2, S61
	一部譲渡による根抵当権の移転の登記	H3, S61
	債務者及び被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H3等
	共同根抵当権の追加設定の登記	H5等
	会社と取締役との利益相反取引	H27, H26, H23, H21等

H27	根抵当権の債務者に相続が開始した後6か月以内に指定債務者の合意の登記がされないことによる当該根抵当権の元本の確定	H12, H10
	一部弁済による元本の確定後の根抵当権の一部移転の登記	H13
	極度額の増額による根抵当権の変更の登記	H5
	全部譲渡による根抵当権の移転の登記	H5
	被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H5
	会社と取締役との利益相反取引	H26, H23, H21 等
H26	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H25, H24, H21, H20
	売買による所有権の移転の登記の前提とする担保権の登記の抹消	H25
	会社と取締役との利益相反取引	H23, H21 等
H25	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H24, H21, H20
	遺贈の登記と相続登記の順序	H1
	登記名義人の住所等の変更の登記の省略	H21
	清算型遺贈があった場合の登記手続	H15
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H21, H11, H2
H24	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H21, H20
	農地の所有権の一部移転の登記(遺留分減殺)	H7
	持分の移転の登記(共有物分割)	H11
H23	所有権の移転の登記(会社分割)	H16
	根抵当権の債務者の変更の登記(相続)	H18, S58
	指定債務者の合意の登記	H18, S58
	会社と取締役との利益相反取引	H21 等
H22	登記名義人の氏名の変更の登記(相続人不存在)	H2
	及ばず変更の登記	S60

e 異なる出題形式の問題

問題を解くのに必要な情報の配置が異なるにすぎない。

* 添付情報の出題手法

② 対 策

- a 時間配分，解答順序
- b 択一式問題で出題される民法及び不動産登記法の知識の充実
記述式問題の過去問の検討は欠かせない。
- c 申請情報例の正確な暗記
- d 合理的な解法

③ 特別検討事項

申請すべき登記は、次のとおりである。

	不動産		登記の目的	登記原因及びその日付	申請人等
第1	A 土地	①	1 番所有権登記名義人住所, 名称変更	H24.4.6 商号変更 H29.9.1 本店移転	申請人 (株)こまち
		②	所有権移転	R3.6.1 会社分割	権利者 (株)はやぶさ 義務者 (株)こまち
		③	1 番共同根抵当権変更	H24.4.6 商号変更 H29.9.1 本店移転	権利者 (株)羽後銀行 義務者 (株)はやぶさ
		④	1 番共同根抵当権変更	R3.6.1 会社分割	権利者 (株)羽後銀行 義務者 (株)はやぶさ
		⑤	1 番共同根抵当権分割譲渡	R3.6.10 分割譲渡	権利者 (株)奥羽銀行 義務者 (株)羽後銀行
	B 建物	①	所有権移転	R3.6.10 売買	権利者 (株)はやぶさ 義務者 佐藤一郎
		②	A 土地③		
		③	A 土地④		
		④	A 土地⑤		
第2	A 土地	①	1 番(あ)共同根抵当権変更	R3.6.18 変更	権利者 (株)羽後銀行 義務者 (株)はやぶさ
		②	1 番(い)共同根抵当権変更	R3.6.18 変更	権利者 (株)はやぶさ 義務者 (株)奥羽銀行
	B 建物	①	A 土地①		
		②	A 土地②		

(10) 商業登記法(記述式問題)

① 出題傾向

a 申請回数

2回

cf 2回申請問題の出題：R2～H26, H24, H23, H21, H20

b 登記不可事項の出題

問	い	登記不可事項	出題実績
	無	無	H31, H21
	有	有	H18～H25 (H21を除く。), H28～H30, R2, R3 ※1
	有	無	—
	無	有	H26, H27 ※2

※1 H29・H30・R2・R3においては、登記することができない事項がない場合には、答案用紙に「なし」と記載する旨の指示があった。また、R3においては、「(法令上登記すべき事項とされていない事項を除く。)」との指示があった。

さらに、H30においては、以下の問いが出題されていた。

問4 問3の登記することができない事項があった場合において、改めてその登記をするため、後日臨時株主総会を開催して議案の承認決議によって直ちにその事項の効力を生じさせようとするときは、司法書士法務道子は、エース株式会社の代表者に対し、当該株主総会において、どのような議案を決議すべきであると提案すればよいか、法令遵守の観点も踏まえ、その決議すべき議案を第37問答案用紙の第4欄に記載しなさい。問3の登記することができない事項がない場合には、第37問答案用紙の第4欄に「なし」と記載しなさい。

※2 H26においては就任の承諾をしていない取締役の就任による変更の登記、H27においては権利義務取締役が辞任したことによる退任の登記及び募集株式の発行による変更の登記が、それぞれ登記不可事項である。

c 未出論点の出題

株主リストに記載する株主の氏名又は名称

* 会社法や商業登記法の択一式問題でも出題されたことがない論点が出題される。

d 既出論点の出題

R3	株主名簿管理人の設置	H20
	会計監査人の自動再任	H28, H23, H20
	公開会社化（株式の譲渡制限に関する規定の変更）	H29, H24
	支配人関係（代表取締役による支配人の選任：登記不可事項）	H30, H29, H25
R2	募集株式の発行	H27, H25, H20
	取締役会設置会社の定めの廃止＋代表権付与	H26
H31	吸収合併	H24
	株式の分割及び発行可能株式総数の変更	H18
	事業年度の変更	H23, H20
H30	取締役会設置会社の定めの設定	H21, H18
	監査役会設置会社の定めの設定	H21(設定), H20(設定：申請代理不可事項)
	支配人の代理権消滅	H29（解散したことにより抹消する記号が記録された支配人の辞任の可否） H25（後見開始の審判を受けた支配人の解任の可否）
	公開会社化（株式の譲渡制限に関する規定を廃止することによる公開会社化：登記不可事項）	H29（非譲渡制限株式でない株式を発行することによる公開会社化） H24（通常の株式会社への移行の際にした株式の譲渡制限に関する規定の定めを廃止による公開会社化）
H29	本店移転（管轄内本店移転）	H26, H23（以上、管轄外本店移転）
	公開会社化（非譲渡制限株式でない株式を発行することによる公開会社化）	H24（通常の株式会社への移行の際にした株式の譲渡制限に関する規定の定めを廃止による公開会社化）
	支配人を置いた営業所移転（本店移転）	H25（支店移転）
	支配人の代理権消滅（解散したことにより抹消する記号が記録された支配人の辞任の可否）	H25（後見開始の審判を受けた支配人の解任の可否）

H28	新株予約権の行使	H21, H18
	監査役設置会社の定めの廃止	H26, H19
	代表取締役の予選	H20(登記不可事項)
	会計監査人の自動再任	H23, H20
H27	取締役会設置会社の定めの設定	H25, H24
	監査役設置会社の定めの設定	
	定款の任期に関する定めの短縮	H25, H21
	募集株式の発行	H25, H20
H26	本店移転	H23
	株式の譲渡制限に関する規定の設定	H23
	監査役設置会社の定めの廃止	H19
H25	定款の任期に関する定めの短縮	H21
	資本金の額の減少	H23
	募集株式の発行	H20
H23	監査役会設置会社(廃止)	H21(設定), H20(設定: 申請代理不可事項)
	事業年度の変更	H20
	会計監査人の自動再任	H20

e 特殊型問題の出題

H31	吸収合併
H30	継続
H29	解散及び清算人の就任
H28	監査等委員会設置会社の定めの設定
	吸収分割
H27	株式交換
H26	株式会社の組織変更（組織変更後会社：合同会社）
H25	100%減資
H24	特例有限会社の商号の変更による通常の株式会社への移行
	吸収合併
H23	異なる管轄の区域内への本店の移転
H22	新設分割

* 出題されていないのは、通常の設定の登記、指名委員会等設置会社の定めの設定の登記、持分会社の組織変更の登記、新設合併の登記及び株式移転の登記である。

② 対 策

a 時間配分、解答順序

b 択一式問題で問われる会社法及び商業登記法の知識の充実

主要な未出の論点を網羅的に押さえておく。

c 申請書例の正確な暗記

d 合理的な解法

e 平成26年会社法改正及び平成27年・平成28年商業登記規則改正への対応

f 令和元年会社法改正及びそれに伴う商業登記法・商業登記法の改正への対応

③ 特別検討事項

申請すべき登記等は，次のとおりである。

	登記の事由
第1	①株主名簿管理人の設置 ②会計監査人の変更 ③募集新株予約権の発行
第2	①株式の譲渡制限に関する規定の変更 ②取締役，代表取締役及び監査役の変更 ③新株予約権の変更
登記不可事項	支配人の選任

<民法の重要判例（平成25年～現在）>

1 平成25年

- ① 通行地役権の承役地が担保不動産競売により売却された場合において、最先順位の抵当権の設定時に、既に設定されている通行地役権に係る承役地が要役地の所有者によって継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、上記抵当権の抵当権者がそのことを認識していたか又は認識することが可能であったときは、特段の事情がない限り、登記がなくとも、通行地役権は上記の売却によっては消滅せず、通行地役権者は、買受人に対し、当該通行地役権を主張することができる（最判平 25.2.26）。【R3-10-オ】
- ② 既に弁済期にある自働債権と弁済期の定めのある受働債権とが相殺適状にあるというためには、受働債権につき、期限の利益を放棄することができるというだけではなく、期限の利益の放棄又は喪失等により、その弁済期が現実到来していることを要する（最判平 25.2.28）。【R3-17-ア】
- ③ 明示の一部請求の訴えの提起は、債権の一部消滅の抗弁に理由があると判断されたため債権の総額が認定されたとしても、残部について裁判上の請求に準ずるものとして消滅時効の中断の効力を生ずるものではない。
- 明示の一部請求の訴えの提起は、残部につき権利行使の意思が継続的に表示されているとはいえない特段の事情のない限り、残部について裁判上の催告として消滅時効の中断の効力を生ずる。
- 催告から6箇月以内に再び催告をしても、第1の催告から6箇月以内に民法153条所定の措置を講じなかった以上は、消滅時効が完成し、この理は、第2の催告が明示の一部請求の訴えの提起による裁判上の催告であっても異ならない。（以上、最判平 25.6.6）【H28-6-エ】
- ④ 保証人が主たる債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済をした場合、当該弁済は、特段の事情のない限り、主たる債務者による承認として当該主たる債務の消滅時効を中断する効力を有する（最判平 25.9.13）【H29-6-エ】。
- ⑤ 共有者が遺産共有持分と他の共有持分との間の共有関係の解消のために裁判上採るべき手続は共有物分割訴訟であり、その判決で遺産共有持分を有する者に分与された財産は遺産分割の対象となり、この財産の共有関係の解消は遺産分割による【R2-10-エ】。
- 遺産共有持分の価額を賠償させる方法による共有物分割の判決がされた場合には、賠償金の支払を受けた者は、これをその時点で確定的に取得するものではなく、遺産分割がされるまでの間これを保管する義務を負う。
- 裁判所は、遺産共有持分の価額を賠償させる方法による共有物分割の判決をする場合には、同持分を有する各共有者において遺産分割がされるまで保管すべき賠償金の範囲を定め、持分取得者にその範囲に応じた賠償金の支払を命ずることができる。（以上、最判平 25.11.29）
- ⑥ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子は、妻との性的関係の結果もうけたものであり得なくとも、夫の子と推定される（最判平 25.12.10）。

2 平成26年

- ① 共同相続人のうち自己の相続分の全部を譲渡した者は、遺産確認の訴えの当事者適格を有しない（最判平 26.2.14）【H28-pm6-ア】。
- ② 権利能力のない社团は、構成員全員に総有的に帰属する不動産について、その所有権の登記名義人に対し、当該社团の代表者の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有する（最判平 26.2.27）【H28-pm6-ウ】。
- ④ 認知者は、民法 786 条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができ、この理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異ならない（最判平 26.1.14、最判平 26.3.28）。【H30-21-エ】
- ③ 時効期間の満了前6箇月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合において、少なくとも、時効期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは、民法 158 条 1 項が類推適用される（最判平 26.3.14）。
- ⑤ 子が実親の一方及び養親の共同親権に服する場合、民法 819 条 6 項の規定に基づき、子の親権者を他の一方の実親に変更することはできない（最判平 26.4.14）【R2-20-オ】。
- ⑥ 夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠(DNA検査)により明らかであり、かつ、次に掲げる事情のいずれかがあっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、同条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない（最判平 26.7.17 の2件の判例）。【H31-20-5】
 - (a) 夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情
 - (b) 現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情

3 平成27年

- ① 事前求償権を被保全債権とする仮差押えは、事後求償権の消滅時効の完成猶予の効力を有する（最判平 27.2.17）。
- ② 責任を弁識する能力のない未成年者の蹴ったサッカーボールが校庭から道路に転がり出て、これを避けようとした自動二輪車の運転者が転倒して負傷し、その後死亡した場合において、次の(a)から(c)までの事情の下では、当該未成年者の親権者は、民法 714 条 1 項の監督義務者としての義務を怠らなかったというべきである（最判平 27.4.9）。【H31-19-エ】
 - (a) 上記未成年者は、放課後、児童らのために開放されていた小学校の校庭において、使用可能な状態で設置されていたサッカーゴールに向けてフリーキックの練習をしていたのであり、殊更に道路に向けてボールを蹴ったなどの事情もうかがわれない。

- (b) 上記サッカーゴールに向けてボールを蹴ったとしても、ボールが道路上に出ることが常態であったものとはみられない。
- (c) 上記未成年者の親権者である父母は、危険な行為に及ばないよう日頃から通常のしつけをしており、上記未成年者の本件における行為について具体的に予見可能であったなどの特別の事情があったこともうかがわれない。
- ③ 債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をした場合において、譲渡人に対抗することができた事由の存在を譲受人が知らなかったとしても、このことについて譲受人に過失があるときには、債務者は、当該事由をもって譲受人に対抗することができる（最判平 27.6.1）。
- ④ 保証人が主たる債務者に対して取得した求償権の消滅時効の中断事由がある場合であっても、共同保証人間の求償権について消滅時効の中断の効力は生じない（最判平 27.11.19）。【H31-16-イ】
- ⑤ 遺言者が自筆証書である遺言書に故意に斜線を引く行為は、その斜線を引いた後になお元の文字が判読できる場合であっても、その斜線が赤色ボールペンで上記遺言書の文面全体の左上から右下にかけて引かれているという事実関係の下においては、その行為の一般的な意味に照らして、上記遺言書の全体を不要のものとし、そこに記載された遺言の全ての効力を失わせる意思の表れとみるのが相当であり、民法 1024 条前段所定の「故意に遺言書を破棄したとき」に該当し、遺言を撤回したものとみなされる（最判平 27.11.20）。

4 平成 28 年

- ① 動機は、たとえそれが表示されても、当事者の意思解釈上、それが法律行為の内容とされたものと認められない限り、表意者の意思表示に要素の錯誤はない（最判平 28.1.12）。
- ② 精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」（民法 714 条 1 項）に当たるとすることはできない（最判平 28.3.1）。【H31-19-オ】

なお、法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、法定の監督義務者に準ずべき者として、民法 714 条 1 項が類推適用される（最判平 28.3.1）。【H31-19-オ】
- ③ 相続の開始後認知によって相続人となった者が他の共同相続人に対して 910 条に基づき価額の支払を請求する場合における遺産の価額算定の基準時は、価額の支払を請求した時である（最判平 28.2.26）。そして、910 条に基づく他の共同相続人の価額の支払債務は、履行の請求を受けた時に遅滞に陥る（最判平 28.2.26）。
- ④ いわゆる花押を書くことは、押印の要件を満たさない（最判平 28.6.3）。【H31-22-イ】
- ⑤ 地上建物に対する仮差押えが本執行に移行して強制競売手続がされた場合において、仮差押えの時点で土地及び地上建物の所有者が同一であったときは、差押えの時点で土地が第三者に譲渡されていたとしても、法定地上権が成立する（最判平 28.12.1）。

- ⑥ 共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる（最大決平 28.12.19）。【R2-22-ウ】

5 平成 29 年

- ① 専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに当該養子縁組について民法 802 条 1 号にいう「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとすることはできない（最判平 29.1.31）。
- ② 共同相続された定期預金債権及び定期積金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない（最判平 29.4.6）

6 平成 30 年

- ① 抵当権者に対抗することができない賃借権が設定された建物が担保不動産競売により売却された場合において、その競売手続の開始前から当該賃借権により建物の使用又は収益をする者は、当該賃借権が滞納処分による差押えがされた後に設定されたときであっても、民法 395 条 1 項 1 号に掲げる「競売手続の開始前から使用又は収益をする者」に当たる（最決平 30.4.17）。
- ② 共同相続人間においてされた無償による相続分の譲渡は、譲渡に係る相続分に含まれる積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定した当該相続分に財産的価値があるとはいえない場合を除き、上記譲渡をした者の相続において、民法 903 条 1 項に規定する「贈与」に当たる（最判平 30.10.19）。
- ③ 詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済みの金員相当額の支払債務は、履行の請求を受けた時に遅滞に陥る（最判平 30.12.14）。

7 平成 31 年（令和元年）

- ① 夫婦の一方は、他方と不貞行為に及んだ第三者に対し、当該第三者が、単に不貞行為に及ぶにとどまらず、当該夫婦を離婚させることを意図してその婚姻関係に対する不当な干渉をするなどして当該夫婦を離婚のやむなきに至らしめたものと評価すべき特段の事情がない限り、離婚に伴う慰謝料を請求することはできない（最判平 31.2.19）。[YouTube 判例解説講座#4](#)
- ② 民法 916 条にいう「その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、相続の承認又は放棄をしないで死亡した者の相続人が、当該死亡した者からの相続により、当該死亡した者が承認又は放棄をしなかった相続における相続人としての地位を、自己が承継した事実を知った時をいう（最判令元.8.9）。[YouTube 判例解説講座#5](#)
- ③ 相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に当該遺産の分割をしていたときは、民法 910 条に基づき支払われるべき価額の算定の基礎となる遺産の価額は、当該分割の対象とされた積極財産の価額である（最判令元.8.27）。

- ④ 債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の完成猶予及び更新の効力が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しない（最判令元.9.19）。

8 令和2年

- ① 婚姻費用分担審判の申立て後に当事者が離婚したとしても、これにより婚姻費用分担請求権は消滅しない（最判令 2.1.23）。[YouTube 判例解説講座#2](#)
- ② 交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めている場合において、不法行為に基づく損害賠償制度の目的及び理念に照らして相当と認められるときは、同逸失利益は、定期金による賠償の対象となる。
- 後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命ずるに当たっては、交通事故の時点で、被害者が死亡する原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、就労可能期間の終期より前の被害者の死亡時を定期金による賠償の終期とすることを要しない。
- （以上、最判令 2.7.9）。
- ③ 被用者が使用者の事業の執行について第三者に損害を加え、その損害を賠償した場合には、被用者は、諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から相当と認められる額について、使用者に対して求償することができる（最判令 2.2.28）。[YouTube 判例解説講座#3](#)
- ④ 同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在する場合における借主による充当の指定のない一部弁済は、特段の事情のない限り、上記各元本債務について消滅時効を更新する効力を有する（最判令 2.12.15）。[YouTube 判例解説講座#6](#)

9 令和3年

- ① 自筆遺言証書に真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているからといって同証書による遺言が無効となるものではない（最判令 3.1.18）。[YouTube 判例解説講座#1](#)
- ② 土地の売買契約の買主は売主に対し当該土地の引渡しや所有権移転登記手続をすべき債務の履行を求めるための訴訟の提起等に係る弁護士報酬を債務不履行に基づく損害賠償として請求することはできない（最判令 3.1.22）。
- ③ 父母以外の第三者は、事実上子を監護してきた者であっても、家庭裁判所に対し、子の監護に関する処分として上記第三者と子との面会交流について定める審判を申し立てることはできない（最判令 3.3.29）。
- ④ 父母以外の第三者は、事実上子を監護してきた者であっても、家庭裁判所に対し、子の監護に関する処分として子の監護をすべき者を定める審判を申し立てることはできない（最判令 3.3.29）。

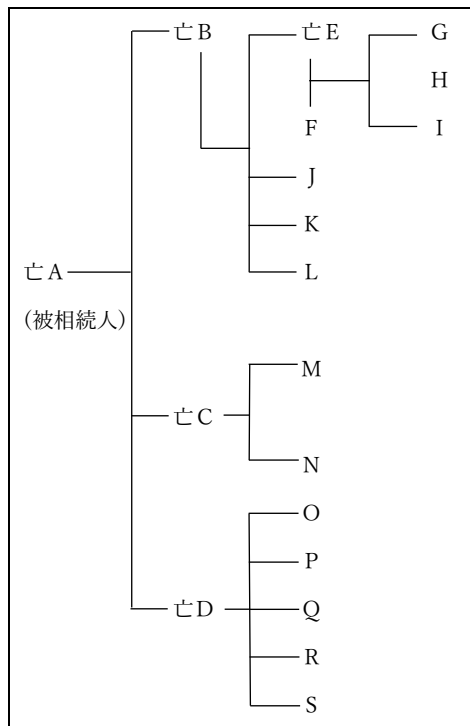
<近年の不動産登記法の重要先例>

(前注) 以下の通達は記載されていない。

- ① 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(平 27.2.26 民二 124 号)
* 認可地縁団体関係
- ② 不動産登記令等の一部を改正する政令等の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて(平 27.10.23 民二 512 号) * 会社法人等番号関係
- ③ 不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて(平 29.4.17 民二 292 号) * 法定相続情報一覧図関係
- ④ 法定相続情報証明制度に関する事務の取扱いの一部改正について(平 30.3.29 民二 166 号)
- ⑤ 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(令元.6.27 民二 68 号) * 配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等以外の民法(相続関係)の改正関係
- ⑥ 不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて(通達)(令 2.3.30 民二 318 号) * 会社法人等番号の提供による印鑑証明書の省略
- ⑦ 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(配偶者居住権関係)(通達)(令 2.3.30 民二 324 号) * 民法(相続関係)の改正のうち配偶者居住権関係
- ⑧ 民法の一部を改正する改正する法律等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(通達)(令 2.3.31 民二 328 号) * 民法(債権関係)の改正関係
- ⑨ 配偶者居住権の設定の登記の前提としてする所有権の移転の登記の申請における登記原因等について(通達)(令 3.4.19 民二 744 号)

- 1 委託者を甲及び乙、受託者を乙、受益者を甲及び乙、信託財産を甲及び乙が共有する不動産とし、当該不動産の全体を一体として管理又は処分等をすべき旨の信託契約をしたとして、甲及び乙を所有権の登記名義人とする当該不動産について、当該信託を登記原因とし、共有者全員持分全部移転及び信託を登記の目的とする登記の申請がされた。この信託は、受託者以外の者（甲）が有する財産の管理又は処分等がその内容に含まれていることから、いわゆる自己信託（信託法（平成18年法律第108号）第3条第3号）には直ちに該当せず、信託契約（同条第1号）によるものとして、共有者全員持分全部移転及び信託の登記の方法により登記をすることが相当であると考えられるため、他に却下事由がない限り、当該申請に基づく登記をすることができる（平30.12.18民二760号）。
- 2 甲不動産の所有権の登記名義人Aが死亡し、その相続人B、C及びDによる遺産分割協議が未了のまま、更にDが死亡し、その相続人がE及びFであった場合において、B及びCがE及びFに対してそれぞれの相続分を譲渡した上で、E・F間において遺産分割協議をし、Eが単独で甲不動産を取得することとしたとして、Eから登記原因を証する情報として、当該相続分の譲渡に係る相続分譲渡証明書及び当該遺産分割協議に係る遺産分割協議書を提供して、「平成何年何月何日（Aの死亡の日）D相続、平成何年何月何日（Dの死亡の日）相続」を登記原因として、甲不動産についてAからEへの所有権の移転の登記の申請があったときは、遺産の分割は相続開始の時にさかのぼってその効力が生じ（民法第909条）、中間における相続が単独相続であったことになるから、他に却下事由が存在しない限り、当該申請に基づく登記をすることができる（平30.3.16民二136号）。
- 3 登記記録上存続期間が満了している地上権又は賃借権を敷地権とする区分建物の所有権の移転の登記が申請されたときは、当該登記の申請情報及び添付情報から当該区分建物の敷地権が消滅していることが明らかな場合を除き、当該登記をすることができる（平30.10.16民二490号）。

4



Aを所有権の登記名義人とする甲不動産について、左記の相続関係説明図記載のとおり遺産分割が未了のまま数次相続が発生したことを前提に、Eの相続人の一人であるGから、Gが甲不動産を相続したことを内容とする遺産分割協議書を登記原因証明情報の一つとして添付した上で、「年月日B相続、年月日E相続、年月日相続」を登記原因とするGへの所有権の移転の登記の申請が1件の申請でされた。

単独相続が中間において数次行われた場合には、相続を登記原因とする所有権の移転の登記を1件の申請で行うことができ、この単独相続には遺産分割により単独相続になった場合も含まれることについては先例（昭 30.12.16 民事甲 2670 号）において示されているが、本件においては、第一次相続の相続人による遺産分割が未了のまま第二次相続及び第三次相続が発生し、その後の遺産分割協議が第一次相続及び第二次相続の各相続人の地位を承継した者並びに第三次相続の相続人によって行われたものであり、本遺産分割協議

書には、A名義の不動産をGが単独で相続した旨の記載があるのみであることから、上記昭 30.12.16 民事甲 2670 号の取扱いの対象となるかどうかは明らかではない。

本遺産分割協議書の記載の趣旨は、第一次相続から第三次相続までの相続関係から合理的に推認すれば、まず、①第一次相続の相続人の地位を承継した者（FからSまで）により亡Bに甲不動産を承継させる合意、次に、②亡Bを被相続人とする第二次相続の相続人（J、K及びL）及び相続人の地位を承継した者（F、G、H及びI）により亡Eに甲不動産を承継させる合意、そして、③亡Eを被相続人とする第三次相続の相続人（F、G、H及びI）によりGに甲不動産を承継させる合意の各合意をいずれも包含するものと解されるため、登記原因欄の上記記載は相当であると考えられる。また、上記各相続における相続人又は相続人の地位を承継した者であるFからSまでの全員の署名押印があり、第一次相続から第三次相続までの遺産分割協議をするためにそれぞれ必要な者によって遺産分割が行われたと考えられる。そうすると、上記昭 30.12.16 民事甲 2670 号に従って、本件の登記申請に係る登記をすることができる（平 29.3.30 民二 237 号）。

5 相続登記の申請において、所有権の登記名義人である被相続人の登記記録上の住所が戸籍の謄本に記載された本籍と異なる場合には、相続を証する市区町村長が職務上作成した情報（令別表22添付情報欄）の一部として、被相続人の同一性を証する情報の提供が必要であるところ、当該情報として、住民票の写し（ただし、本籍及び登記記録上の住所が記載されているものに限る。）、戸籍の附票の写し（ただし、登記記録上の住所が記載されているものに限る。）又は所有権に関する被相続人名義の登記済証の提供があれば、不在籍証明書及び不在住証明書など他の添付情報の提供を求めることなく被相続人の同一性を確認することができ、当該申請に係る登記をすることができる（平29.3.23民二175号）。【H31-13-ア・イ】

6 所有権の登記名義人Aが死亡し、Aの法定相続人がB及びCのみである場合において、Aの遺産の分割の協議がされないままBが死亡し、Bの法定相続人がCのみであるときは、CはAの遺産の分割をする余地はないことから、CがA及びBの死後にAの遺産である不動産の共有持分を直接全て相続し、取得したことを内容とするCが作成した書面は、登記原因証明情報としての適格性を欠く（平28.3.2民二154号）。【H31-36】

これに対して、所有権の登記名義人Aが死亡し、Aの法定相続人がB及びCのみである場合において、BとCの間でCが単独でAの遺産を取得する旨のAの遺産の分割の協議が行われた後にBが死亡したときは、遺産の分割の協議は要式行為ではないことから、Bの生前にBとCの間で遺産分割協議書が作成されていなくとも当該協議は有効であり、また、Cは当該協議の内容を証明することができる唯一の相続人であるから、当該協議の内容を明記してCがBの死後に作成した遺産分割協議証明書は、登記原因証明情報としての適格性を有し、これがCの印鑑証明書とともに提供されたときは、相続による所有権の移転の登記の申請に係る登記をすることができる（平28.3.2民二154号）。

7 相続による所有権の移転の登記（以下「相続登記」という。）の申請において、相続を証する市町村長が職務上作成した情報（不動産登記令別表の22の項の添付情報欄）である除籍又は改製原戸籍（以下「除籍等」という。）の一部が滅失等していることにより、その謄本を提供することができないときは、戸籍及び残存する除籍等の謄本のほか、滅失等により「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書及び「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書（印鑑証明書添付）の提供を要する取扱いとされている（昭44.3.3民事甲373号）。しかしながら、上記回答が発出されてから50年近くが経過し、「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書を提供することが困難な事案が増加していることなどに鑑み、本日以降は、戸籍及び残存する除籍等の謄本に加え、除籍等（明治5年式戸籍（壬生戸籍）を除く。）の滅失等により「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書が提供されていれば、相続登記をして差し支えないものとする（「他に相続人はない」旨の証明書の提供を要しない。平28.3.11民二219号）。【R3-19-7】

8 被相続人の妻及び妹としての相続人の資格を併有する申請人が、相続を証する情報として、戸（除）籍の謄本及び相続放棄申述受理証明書のほか、配偶者（妻）としての相続の放棄をしたことを確認することができる相続放棄申述書の謄本及び妹としては相続の放棄をしていない旨記載された印鑑証明書付きの上申書を提供してされた相続による所有権の移転の登記の申請は、受理して差し支えない（平27.9.2民二363号）。【H29-19-エ】

- 9 登記記録上存続期間が満了している地上権又は賃借権が区分建物の敷地権利用権である場合には、地上権等の存続期間の変更の登記を申請することが事実上困難なケースがあるため、当該存続期間の変更が法定更新（借地借家法5条2項）によるときは、一部の準共有者による保存行為（民法252条ただし書）としての登記の申請が認められ、地上権設定者全員とともに、地上権等の準共有者の一部の者から地上権等の存続期間の変更の登記を申請することができる（平27.1.19民二57号）。
- 10 震災復興事業に基づく用地取得において、被災自治体が所有権の登記名義人等に代位して相続を原因とする所有権の移転の登記を嘱託する場合に、相続の放棄を行った相続人がいるときは、相続の放棄があったことを証する情報として、相続放棄申述受理証明書に代え、これと同等の内容が記載された「相続放棄等の申述有無についての照会に対する家庭裁判所からの回答」を添付することができる（平26.4.24民二265号）。
- 11 相続人を受遺者とする場合には、農地法の許可を要しないため（農地法施行規則15条5号）、農地法の許可を証する情報の提供を要しない（平24.12.14民二3486号。登記原因の日付は、特定遺贈の効力が生じた日である。）。【H31-14-7】
- 12 相続による所有権の移転の登記がされている農地について、真正な登記名義の回復を原因として、他の相続人に所有権の移転の登記を申請する場合には、不動産登記法においては、登記原因証明情報の内容として事実関係（相続登記が誤っていること、申請人が相続により取得した真実の所有者であることなど）又は法律行為（遺産分割等）が記録されていれば、農地法の許可を証する情報の提供を要しない（平24.7.25民二1906号）。

以 上

【MEMO】

【担当講師】

ひめ の ひろゆき
姫野 寛之

担当講座

本科生等 基礎総合コース 上級総合本科生
単 科 基礎マスター 択一式対策講座【理論編】【実践編】
記述式対策講座 択一予想論点マスター講座 予想論点ファイナルチェック
そ の 他 答練・模試の解説講義

YouTube 資格予備校講師・姫野寛之

<https://bit.ly/2EbLMKb>



ブログ 姫野司法書士試験研究所

<http://hiroyukihimeno.blog42.fc2.com/>



ツイッター

@hiroyukihimeno

<https://twitter.com/hiroyukihimeno>

